

2日目 (3月4日)

第1回福生市議会定例会会議録（第2号）

平成21年3月4日福生市議会議場に第1回福生市議会定例会が開催された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	武藤 政義君	2 番	清水 義朋君	3 番	末次 和夫君
4 番	杉山 行男君	5 番	乙津 豊彦君	6 番	堀 雄一朗君
7 番	原田 剛君	8 番	奥富 喜一君	9 番	阿南 育子君
10 番	高橋 章夫君	11 番	原島 貞夫君	12 番	串田 金八君
13 番	田村 昌巳君	14 番	増田 俊一君	15 番	大野 聡君
16 番	羽場 茂君	17 番	青海 俊伯君	18 番	大野 悦子君
19 番	田村 正秋君	20 番	小野沢 久君		

1 欠席議員は次のとおりである。

な し

1 欠員は次のとおりである。

な し

1 出席説明員は次のとおりである。

市 長	加藤 育男君	副 市 長	坂本 昭君	教 育 長	宮城 眞一君
企画財政 部 長	田中 益雄君	企画財政部 参 事	大越 英世君	総務部長	野崎 隆晴君
市民部長	野島 保代君	生活環境 部 長	森田 秀司君	福祉部長	星野恭一郎君
子ども 家庭部長	町田 正春君	都市建設 部 長	小峯 勝君	会 計 者 管 理 者	小林 重雄君
教育次長	宮田 満君	参 事	川越 孝洋君	選挙管理 委員会 事務局長	榎戸 宏君
監査委員 事務局長	伊藤 章一君				

1 議会事務局職員は次のとおりである。

議会事務 局 長	吉野 栄喜君	議会事務局 次 長	高木 裕子君	次長補佐兼 議事係長	大内 博之君
-------------	--------	--------------	--------	---------------	--------

1 本日の議事日程は次のとおりである。

平成21年第1回福生市議会定例会議事日程(2日目)

開議日時 3月4日(水) 午前10時

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 一般質問 | |
| 日程第2 | 議案第2号 | 福生市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第3 | 議案第1号 | 福生市の一般職の職員の分限に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第4 | 議案第3号 | 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第5 | 議案第4号 | 福生市庁舎建設基金条例の一部を改正する条例 |
| 日程第6 | 議案第5号 | 福生市学校給食センター運営審議会条例の一部を改正する条例 |
| 日程第7 | 議案第6号 | 福生市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第8 | 議案第7号 | 福生市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第9 | 議案第8号 | 福生市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第10 | 議案第9号 | 福生市介護保険条例の一部を改正する条例 |
| 日程第11 | 議案第10号 | 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例 |
| 日程第12 | 議案第11号 | 福生市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例 |
| 日程第13 | 議案第14号 | 福生市中小企業振興資金融資一時補てん基金条例を廃止する条例 |
| 日程第14 | 議案第12号 | 福生市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例 |
| 日程第15 | 議案第13号 | 福生市安全安心まちづくり条例 |
| 日程第16 | 議案第15号 | 福生市と青梅市との間における青梅、羽村、福生地区都市下水路維持管理業務の事務の委託の廃止について |
| 日程第17 | 議案第16号 | 平成20年度福生市一般会計補正予算(第4号) |
| 日程第18 | 議案第17号 | 平成20年度福生市一般会計補正予算(第5号) |

- 日程第19 議案第18号 平成20年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第19号 平成20年度福生市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第20号 平成20年度福生市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第21号 平成21年度福生市一般会計予算
- 日程第23 議案第22号 平成21年度福生市国民健康保険特別会計予算
- 日程第24 議案第23号 平成21年度福生市老人保健医療特別会計予算
- 日程第25 議案第24号 平成21年度福生市介護保険特別会計予算
- 日程第26 議案第25号 平成21年度福生市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第27 議案第26号 平成21年度福生市下水道事業会計予算
- 日程第28 議案第27号 平成21年度福生市受託水道事業会計予算
- 日程第29 議案第28号 福生市自転車駐車場の指定管理者の指定について
- 日程第30 陳情第21－1号 後期高齢者医療制度に関する陳情書
- 日程第31 陳情第21－2号 福生市議会の議場に国旗及び市旗の掲揚を求める陳情書

午前10時 開議

○副議長（羽場茂君） ただいまから平成21年第1回福生市議会定例会2日目の会議を開きます。

~~~~~

○副議長（羽場茂君） 本日の議事運営については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告をお願いします。

（議会運営委員長 大野聰君登壇）

○議会運営委員長（大野聰君） おはようございます。御指名をいただきましたので、昨日の本会議終了後に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして、御報告申し上げます。

本日の日程でございますが、新たに追加された案件はございませんので、昨日残りました一般質問を冒頭をお願いしまして、その他の議案等につきましては昨日と同じ順序で編成をさせていただきました。

以上のとおり、議会運営委員会としては決定しておりますので、よろしく願いいたしまして、報告とさせていただきます。

○副議長（羽場茂君） ただいま委員長から報告されたとおり、本日の議事を進めますので、よろしく願いいたします。

~~~~~

○副議長（羽場茂君） これより日程に入ります。

日程第1、初日に引き続き一般質問を行います。

まず、2番、清水義朋君。

（2番 清水義朋君質問席着席）

○2番（清水義朋君） 御指名をいただきましたので、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

大きく3項目でございますが、順に行いたいと思います。

まず、環境行政について、質問させていただきます。環境問題については言わずと知れたものであるかと思いますが、このことは環境という1点だけにはおさまらず、近年ではいろいろなところに影響を与えていることは皆さん御存じのことと思います。1例でしかありませんが、平成7年に話題になりました「セアカコケグモ」という毒を持ったクモであります。その後、関西以外のところでは報道されていませんが、この熱帯性のクモは、環境省のホームページなどでも、外来生物の解説などのところに、大阪府を初めとした幾つかの県で定着が確認されていると発表されています。

また昨年の夏には、福岡市の市営住宅や公園を初め幾つかの場所でこのクモが見つかっており、その数は700匹を超える数が見つかったそうであります。このような南方からの外来生物の住める環境ができてしまったことは、都市化したまちの仕組みなども考えられますが、こういった生物のことも環境の問題となっているかと思えます。

また、昨年の大豆を初めトウモロコシなどの穀物市場の高騰なども、バイオ燃料と

言われるエタノールを取り出すために多くの量がそちらに流れることとなり、大げさに見れば食糧危機の状態が身近に感じられたものであると思います。

近いもので、今のところ水が豊富に使える日本ではありますが、近年ではバーチャルウォーターと言われる、例えば小麦等をつくる過程で使われた水の量などを仮想的にあらわしたのを見ると、日本は非常に多くの水を輸入している国の一つであることがわかります。

数年前に言われていたものですから、今と若干数字が違うかもしれませんが、大手チェーン店の牛丼を一杯つくるのにどれだけの水が必要かといいますと、約2トンの水が必要と言われております。牛を育てるためには多くの牧草が必要であり、それを育てるためには、また多くの水が必要なのはわかりいただけるかと思います。

話が長くなってしまいましたが、氷が解けるであるとか雪が降らなくなったというような自然現象のあらわれも環境問題ならば、こうした外来生物や食料、水などのふだんの生活の身近なところにも環境問題が多々見られるようになっております。以前から言われていたことですが、最近ではこうした例を以前よりも身近に感じられるようになったのではないかと思います。

さて、そうした環境問題も、現在では多くの人たちが関心を寄せられることとなり、福生市では早くからそうした市民の方々が集まって、環境市民会議というものが進められてきました。また、そういった方々の参加によって市民と協働でつくられた環境基本計画には、市民、行政、事業者それぞれが環境に対し、大なり小なりの負荷を与えて生活を送っていること。また、そうしたことから市民、行政、事業者、それぞれの責務を協働して果たしていこうという環境条例に基づき、市民プランの策定から基本計画が出されています。

これについては、平成16年から平成35年までの20年の計画とされ、その中に短期目標並びに1回目の見直しを5年後とし、中期目標10年、長期目標20年と定めています。

また、毎年の進捗を環境基本計画実行計画として事業を行い、この結果を環境白書、福生市の環境として公表されているかと思います。これがどの程度市民の方々に見られているかというのはわかりませんが、各項目について、それぞれ担当課のその年度の取り組み内容と、市民事業においても所管する担当課の判断で評価を実施されているようであります。

さて、そこで1点目の質問であります、この環境基本計画は21年度が1回目の見直しの年度になるかと思いますが、ここまでの5年間、いわゆる短期目標と定められたところにきたところで、その成果と申しますか、どのような評価をされているのかお聞きしたいと思います。

また2点目といたしまして、この見直しについて、多分市民の方々の参加を得るような大方の方法は変わらないと思いますが、見直しにおける想定している市民の方々の参加の方法であるとか、スケジュールのようなものは、どのようにお考えかお聞かせ願いたいと思います。

続きまして2項目目、雨水対策についてお聞きしたいと思います。

この件も、環境問題といえましょうなのかもしれませんが、昨今の状況から少しお聞きしたいと思います。昨年はゲリラ豪雨などと言われる言葉が流行語のトップテンに入るなど、死傷者も出るなどした災害は記憶に新しいものかと思います。発生の予測が難しく、突然局所的に発生する集中豪雨には驚かされたり、その被害に遭われた方もいるかと思います。

台風などを代表する大雨もそうですが、突然の集中豪雨では、その雨自体では被害は少ないものの、雨に伴う風や地表に落ちてからの状況により大きな被害にもつながることがあります。

話が少しそれますが、先般の横田基地の火災のときには、その後のことから福生市の雨水幹線が早期に整備された状況は非常に興味深いものでありました。あれだけ広大な場所に降った雨は、河岸段丘の形を明確に見られる我が市として見れば、高い方から低い方へ流れるのは自然なことであり、市街地として一般的な町の形と、基地という特殊な機能を要する場所の雨水の処理の仕方は大分違うのかなというふうに思います。

基地の中に入ると芝生は多く見られますが、それ以外のところでは土が露出しているところは少ないようで、本来であればコンクリートまたはアスファルトの部分をしてできるだけ少なくして、雨水の地下への浸透を促したいところではありますが。基地という性格からあれだけ大きな雨水幹線を通す必要性があったのだと判断するところでもあります。

さて、先ほども述べたとおり、当たり前のことですが水は高いところから低いところへ流れるわけで。一番低くなったところに水が集まり、その場所の排水が悪い場合などは道路などの冠水が起き、家屋などの床下の浸水などにもつながるようなことがあります。

昨年も市内で数件の床下浸水が見られたと思いますが、そういった場所は排水がうまくできなかった場所であったのではと思います。そういった被害を少なくするために、雨水浸透ますなどは有効であると言われていて、福生市においてもその設置に対する助成と設置を呼びかけてはおりますが、年間で10数個、家屋の件数にして3から5件といった数になるのでしょうか。いま一つという感じがいたします。

市民の方にも余り関心がないのかもしれませんが、先に述べたとおり、いつときであつてもその被害は大きなものになる可能性がありますし、昨今の都市型水害と呼ばれるものであれば下流になればなるほど被害が大きく、それ自体起きる可能性が高くなります。

市内の雨水幹線の話に戻りますが、一本は青梅市、羽村市を通ってくるものもありますし、その最下流にある我が市してみれば、その流域面積から見て近年のゲリラ豪雨のような急激な雨量があつた場合どのくらいの余裕があるのか、それほど余裕がないのかは興味のあるところでもあります。

さて、そんな雨水の対策であります。昨今、いくつかの自治体においてもいろいろ

ろな形で総合雨水対策などをつくられているところも見られます。福生市として現状も含め、この雨水に対することをどのようにお考えかお聞かせ願いたいと思います。

続きまして3項目目、交通問題について質問させていただきます。

交通問題と言っても大変広いことになってしまいますので、その中でも今回は自転車のことについてお聞きしたいと思います。

また、環境の絡みになってしまいますが、昨今の環境問題に対する意識の高まりもあり、また健康ブームの影響からか自転車の利用は高くなっているようであります。しかしそれに伴い、自転車の事故も増加し、死亡事故に至るものから、軽微なものもなかなかカウントされないものも多数あるようで、その数はかなり多いものだと認識しております。そういったことを防ぐ上でもハード面においては、道路や歩道の整備といったものから、見通しの悪いところの対策など、いろいろなものが考えられその対策は大分取られているのかなというふうに思います。

一方ソフト的なものは余り知られておらず、昨年の道路交通法改正における幾つかの変更点や、そればかりでなく、基本的に自転車の通行に関しては、法律が適用されることを知らない人も多数いるのではと思います。前にも少し触れさせていただきましたが、実は自転車は軽車両の扱いとされるため、車などと同じく取り締まりや罰則の対象にも当然なるもので、自転車の事故で大きな裁判になったりすることが最近では珍しくありません。

こうなってしまうと事故を起こした方にしても、被害に遭われた方にしても大変なことで、そうならないようにすることが大事ですし、多くの市民の皆様にも御認識していただくことが大事なことでと思います。そんなことから一点目としまして、自転車利用に関しマナーアップのようなものはどのようにされているのかお聞きしたいと思います。

自分でみずから車を運転して市内を走っていても、自転車の飛び出しなどにヒヤッとしたことは少なくありませんし、多分皆さんもそのような経験をされた方も少なくないかと思います。車では法を守って運転していても、自転車の方で全くそれを意識しないで利用されては、これは半ば事故が起きて当然のことに思いますし、そのような指導は警察がやることと一方的に言えないような状況にあるかと思います。その辺のところどのようにお考えかよろしく願いいたします。

もう1点ですが、これはまだ製品化について検討中というふうな状況でありますので、この時期にお聞きするのは早いかもしれませんが、幼児2人同乗用自転車、一般的に合法3人乗り自転車などと呼ばれていますが、この件についてお聞きしたいと思います。

これは皆さんもよく見かけるかと思いますが、例えば幼稚園、保育園の送り迎えや買い物などにお母さんなどが自転車の前後にお子さんを乗せていたりすることによる問題であります。そもそも、自転車の2人乗りはほとんどの都道府県で禁止されているわけですが、幼児の場合その規制から外しているところがほとんどであります。

またその場合でも、きちんとした幼児用の座席が必要となっていることや、ヘルメットの着用が保護者の努力義務となっていることは安全を確保するためにも、ぜひとも実行してほしいなと感じる部分であります。

前は幼児用の座席だけでも後ろは荷物を入れるかごでは、それはなかなか安全は確保できないと思いますし、危険きわまりないことは言うまでもないところであります。そんなことから、警察庁では幼児用座席があっても同乗者は1人までとしようとしたのですが、保護者から、それでは送り迎えができないであるとか、同様のさまざまな意見が多数寄せられ、安全に幼児が二人同乗できる自転車の開発をという流れになったとは思います。

そして早ければこの春から、検討委員会の意見を取り入れた自転車が発売されようとしているわけですが、様子を伺っていると構造的にも今の形と若干違うため、幾つか問題が出てきそうだなと思う部分があります。例えば、安定性を確保するために前に2輪、後ろ1輪の構造物のものが検討されていたり、同じように停車時の転倒防止を図るために、今の自転車ではさほど問題がないところでも、そういった自転車が出てきたときに不都合になるようなところがあるように思っております。

まだ出てきていないものでお答えにくい部分もあるかと思いますが、こういった問題が早くから解決できれば子どもにも、また、子育て世代にも優しい策が打てますでしょうし、ぜひとも確認も含めお考えをお聞きしたいと思います。

以上で1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(市長 加藤育男君登壇)

○市長(加藤育男君) おはようございます。清水議員におかれましては、お母様の御逝去心からお悔やみ申し上げます。それでは御質問にお答えいたします。

環境行政についての1点目、環境基本計画のここまでの成果についてでございます。福生市環境基本計画は、平成14年度に44名の公募市民の方々にお集まりをいただき、福生環境市民会議を設立いたしました。そこで、環境基本計画の基礎となります「生き方が変われば景色が変わる 環境基本計画市民プラン」を作成していただきました。

市民プランでは52の提案をいただいておりますが、これらのプランをできるだけ反映し、平成16年3月に環境基本計画を策定いたしました。

基本計画では、「福生の自然や文化を伝えていくこと」「人と暮らし中心のまちをつくること」「環境を考え、ライフスタイルを変えていくこと」の3点を取り組みの視点とし、この取り組みにより、市民が変わり、市民が変える「エコシティふっさ」を市の将来像といたしました。平成16年度から20年度の5年間の成果といたしましては、次の5点と考えております。

第1は、環境での協働の推進でございます。環境基本計画の推進に当たりましては、市民、事業者、大学などとの協働を行ってまいりました。市民の皆様との協働といたしましては、水辺の楽校、環境フェスティバル、ライトダウンキャンペーン、環境フォーラム、萌芽更新、公園ボランティア等、24事業を展開してまいりました。

また、協働のパートナーといたしまして、福生スクラムマイナス50%協議会、湧水探検隊、福生エネルギー市民会議、福生地域猫の会など19の団体となっております。大学との連携といたしましては、日本大学と2050年の福生市の環境のあり方を考える共同研究を現在実施しております。

第2は、地球温暖化対策の推進でございます。平成16年度に福生市地域新エネルギービジョンを策定し、2030年には温室効果ガスの排出量を50%に削減することを目標といたしました。平成17年度には目標への道筋として、福生市地域新エネルギー詳細ビジョンを策定し、福生スクラムマイナス50%協議会、福生エネルギー市民会議を中心に、エコライトハウス事業、ライトダウンキャンペーン、環境フォーラム、環境家計簿、省エネキャラバン隊等の取り組みを展開しております。

また庁内におきましては、平成20年11月から福生市環境マネジメントシステムL A S - Eを導入し、市民の皆様との協働での監査を行ったところでございます。新年度予算にも「五つの元気事業」として、太陽エネルギーなどの省エネ、新エネ機器に対する補助事業、レジ袋削減事業を予算計上しております。

第3は、緑化施策の推進でございます。今年度、市民会議「ふっさ花とみどりの会」から、福生らしい花いっぱい運動の実現に向けた貴重な提言をいただきました。既に、市営プール横のコスモス畑につきましては、市民ボランティアの協力を得て、事業を実施いたしました。また、地域への緑のカーテンの普及を目的といたします「緑のカーテン大作戦」も実施予定でございます。

第4は、ごみの発生抑制、資源化の推進といたしまして、平成18年度から容器包装プラスチックの回収を開始し、平成21年度はレジ袋削減の取り組みを開始したいと考えております。

第5は、猫や犬、ハトなどペットにかかわる課題に対しまして、人と動物の共生市民会議を開催し、平成18年度からは、地域猫制度を実施しておりますモデル地区は年々拡大しております。このような成果をどのように評価しているかとのことございますが、地球温暖化対策や地域猫制度など、他自治体からの視察もふえておりますが、基本的には市民、事業者、行政との協働が推進されたことが一番大きいことと考えております。これは環境に関心をお持ちの市民の方々、事業者の方々の積極的な参加によるものと感謝申し上げます。この5年間は、市民、事業者、職員が一丸となつての「エコシティ福生」に向けての着実な第一歩であったととらえております。今後大胆でスピード感のある戦略的な取り組みを、市民の皆様とともに展開していきたいと考えております。

次に、2点目の環境基本計画の見直しの方法やスケジュールについてでございますが、策定中の基本構想、基本計画を受けまして見直しを図ってまいりたいと考えております。平成21年度には、環境にかかわる市民団体からの選出や公募市民の方々にお集まりをいただき、現計画の進捗状況、評価を踏まえ、新たな課題を取り入れた提言を御検討いただきます。平成22年度には、提言をもとに作成された計画素案を環境審議会に諮問し、答申を受ける中で計画案を作成してまいります。その後、パブリ

ックコメントを募集し、平成22年度末を目途に計画を改定していきたいと考えております。

次に、雨水対策についての総合的な雨水対策でございますが、福生市の雨水排水については、昭和48年度に分流式で公共下水道雨水排水計画を決定し施設整備を進めてまいりました。その結果、平成20年度末で雨水幹線は福東地区を除きほぼ完成しておりますので、過去に比べると道路冠水等は大幅に解消されております。

しかしながら、昨年当市も被害を受けたゲリラ豪雨の問題がございます。ゲリラ豪雨とは、予測困難な10キロメートル四方の範囲に降る短時間に100ミリを超えるような集中豪雨のことを指します。発生原因といたしましては、局地風とヒートアイランド現象によって積乱雲が著しく発達し、豪雨をもたらしている可能性が指摘されております。従来の前線等に伴って次々に積乱雲が発生し大雨になる、予想のつく集中豪雨とは、明らかにタイプが異なっているようでございます。このゲリラ豪雨がまた福生市を襲いますと、1時間に80から100ミリの豪雨が降ることになります。福生市の雨水排水計画は、都内26市で共通となる1時間の降雨強度を50ミリとして施設整備をしておりますので、一時的には雨水が雨水管からあふれ、道路が冠水することが予想されます。

このような状況を少しでも解消するための一つの施策といたしまして、平成11年度より市民の皆様に対しまして、雨水浸透ますの設置助成を実施しているところでございます。しかし、御指摘のとおりここ数年の設置状況は、当初のころと比較しますと10分の1程度の約十数基の設置でございます。今後は、他市との情報交換等を参考にいたしまして現制度のPRをさらに粘り強く実施してまいります。

同時に、市では道路改修工事の際には、ゲリラ豪雨に対応できるよう車道の舗装を浸透舗装にしたり、歩道には透水性のインターロッキングブロック等の雨水浸透施設を設置したり、今後とも積極的に対応していきたいと考えております。

また環境問題でございます。地球温暖化防止のための二酸化炭素の削減に、市民の皆様と行政とともに地道な取り組みをすることで、総合的な雨水対策を強化し、水害のない安全で快適なまちづくりを進めていきたいと考えております。

次に、交通問題についての1点目、自転車利用のマナーアップについてでございます。道路交通法の一部を改正する法律が平成20年6月1日から施行され、従来の公安委員会が認めた道路標識で表示されている歩道に加えて、13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者と身体障害者、そして、自転車の車道通行が危険な場合には、自転車での歩道通行ができるようになりました。

しかしながら、自転車は車道通行が原則という基本は変わりません。自転車は歩道では車道寄りを徐行すること。歩行者の妨げになるときは一時停止すること。歩道ではどんな場合でも歩行者の安全が最優先されます。自転車は手軽で便利な環境にも優しい乗り物でございます。

しかしながら、夜間の無灯火や無謀な運転など、交通ルールやマナーを守らないと危険な乗り物になってしまいます。道路交通法上、自転車は車やバイクと同じ車両と

されており違反行為には罰金が科せられます。また、自転車は損害保険の加入義務がないことから、自転車側が加害者となる事故の場合、多額の金銭負担を伴うことにもなりかねません。自転車に乗るときは交通ルールを守り、相手の立場に立った思いやりのある運転を心がけなければなりません。

市では事故を防止するために、福生市交通安全推進委員会及び福生警察署に次のような御協力をいただいております。市内各小学校では、毎年低学年の児童を対象に自転車の正しい乗り方等の指導を行っております。また、ふっさ輝きフェスティバルの会場におきましても交通安全教室を実施し、小学生を中心に正しい交通ルール、マナーの啓発を図っております。

さらに、市民の皆様への指導につきましては、秋の交通安全運動期間中に夜間における自転車無灯火の街頭指導を行いました。また、去年は福生高校校門前において、朝の登校時に「自転車に乗ったらあなたもドライバー」というチラシを配布し、自転車のマナーアップの啓発活動しております。今後もこのような運動を通じて正しい交通ルールと交通マナーのさらなる浸透を図っていくとともに、市広報、ホームページ等でも啓発していきたいと考えております。

次に、2点目の幼児2人同乗用自転車についてでございます。

警察庁では昨年30年ぶりに交通の方法に関する教則の自転車関連を見直し、携帯電話やヘッドホンなどを使用しながらの危険運転防止を明文化し、罰則も科せられることとなりました。そしてこの中には「補助いすを使用しても自転車の3人乗り禁止」ということも盛り込まれております。

自転車は原則として2人乗りは禁止とされておりますが、大人が幼児1人を補助いすに乗せて運転することは都道府県の規則などで認められており、東京都ではひもを使ってもう1人おんぶすれば、運転者を含め3人まで乗せることもできます。しかしながら京都府では、おんぶひもを使っても3人乗りが禁止となっております。

このようなことから、1番困惑したのは子供を持つ保護者であり、自転車の幼児2人乗用禁止について子育て中の家庭からは容認を求める声が相次ぎました。こうした事態を受け、幼児2人同乗用自転車の試作・開発が進められており、安全な合法3人乗り自転車の販売と、規制緩和が期待されるところでございます。この自転車は安全性に配慮したもので、前輪を二輪としたものや後輪を二輪としたもので、三輪車タイプが主となっております。従来の二輪タイプと違い、幅が広くなったり、重量が重くなったりすることで、この自転車に適した環境整備等が必要となることが考えられます。今後、幼児2人同乗用自転車の普及状況を見ながら、対応を考えてまいりたいと考えております。

以上で、清水議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○2番（清水義朋君） 御丁寧な御答弁ありがとうございます。それでは、幾つか再質問をさせていただきます。

まず、環境行政、環境基本計画であります。大きく五つの成果を上げられ、本当に今お聞きしますと、作成されたころとは違いいろいろなところで活躍されている

方々が多く見られるようになったりするというのは、最後に言われた協働の推進が大きな部分だったかと思います。環境基本計画においても、具体的に数値で目標を求めているものですから、何がどう変わったと言えば今のようなお答えになるかと思います。

さて、そんな中でも、例えばライトダウンキャンペーンであるとかいくつかの取り組みについて、それらが協働で始まったというだけではなく、どのくらいの参加があるのか、またそれはふえているのか減っているのかなど幾つか具体的に表せるものがあるかと思います。そのところをちょっとお聞きしたいと思います。今の環境白書を見ていても結局、事業自体は幾らか進んでいるようですがその中はどうなっているのかというところはなかなか読み取れないものですから、少しお聞きしたいと思います。それと、見直しの部分であります、実施計画の方に環境基本計画について、総合計画と整合性をとりながらというふうなところが書かれております。これは、どのようにとらえればいいのかというふうに疑問に思うところがありますので、ちょっと確認を含めてお聞きしたいと思います。

もちろん実施計画の方で、市の方の総合計画を定めておるわけで、それを受けたというふうな部分があるかと思いますが、整合性を取りながらというのと、どちらがどちらにというふうなことになったり、また、仮に総合計画で出てきたことが、環境基本計画の方が意識をしなくてはいけないような状況にあるとなかなかうまくものがつくれなかったり、また、余り気にし過ぎて市民や事業者が委縮してしまうようなことになればちょっとおかしなことになるかと思いますが、その部分を確認させていただければと思います。

また、来年度実際に見直しが行われるわけですが、多分担当においても私とそれほど考え方に大きな差はないかと思いますが、やはりいろいろな年代の方々に参加いただいたり、それこそ老若男女を問わないような市民の参加をいただきたいと思います。では実際にそうするためには、今の市報なりで公募ということではそれがなかなか難しいといえますか、できるのかなと疑問に思うところがあります。ぜひその辺の工夫であるとか、どのように考えているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

こちらは以上3点になるかと思います。

次に雨水対策であります、1回目できちんと聞けば良かったのですが、1点確認をさせていただきたいと思います。

雨水を長い距離で滞りなく処理するために、上流側についてはそれほど大きな管でなくても下流に行くにしたがってその太さが増していくような形でないと、途中から入ってくるものがどんどんふえて処理できなくなると思います。当然そのような構造となっているかと思いますが、最後は、下の川のように開渠になったり、川の方に流れるようになったりしているかと思います。

昨年も何度か大雨が降った際に、想定雨量50ミリということがあったかと思いますが、その50ミリの雨が降ったときに、雨水の管にはどのくらいの余裕が実際あるの

でしょうか。また、逆に余裕がない場合には先ほど答弁にもありましたけれども、マンホールから水が吹き出したりするようなことがあるかと思えますけれども、その想定雨量50ミリでどれぐらいの余裕があるのかお聞きしたいと思います。

市長の答弁の最後に環境の方に触れていただきましたので、その部分を考えれば、例えば緑地の保全などで地下への浸透など積極的に行うことで、地下水の涵養につながるかと思えます。

福生市においても以前は、はけの部分から多くの水が流れていたともお聞きします。例えば、加美上水緑地の下にあるはけの部分では、滝のように水が流れていた場所があって、そこではいろいろな生き物が見られたともお聞きします。また、下の川に沿ったはけでは、今でも何カ所か湧水が出ておりますが、滝の名前が残っているところもございます。

そうした水が、例えば何かの工事のときに水脈が切れてしまい今のようになってしまったのか、それとも開発等により市街化が進み雨水の表面流失などが増え、地下への浸透が減ることで水が出なくなったのかわかりませんが、浸透を促すことで少しは戻ってくるものと思えます。

また、昨今のヒートアイランド現象においても、地下浸透により地下水がふえることでコンクリート、アスファルトとは違い、露出している土や樹木などからの蒸発散量の増加等は見込めるわけで、熱環境の改善につなげることもできます。それから、水をそのまま流すという考えではなく、一時的に貯留し御家庭であれば植物の水やりなど別の用途に使ったり、大規模なものであれば都内などで見られるような地下調整池などは、1度に流してしまえば急激な増水となるところを、一時的にプールして流すことで被害の対策をしていることかと思えます。

このように都市整備という面だけではなく、環境においても多くのメリットが見込めるかと思えますが、今後それらを総合的に考えていただくことで、多分環境の面から浸透ますの設置や貯留タンクの設置などを考えていただける方が出てくるかと思えます。ぜひ、そういった総合的に雨水のことをとらえていただくことで、またそういったことを発信していただくことで、今行われている浸透ますの設置がふえるかもしれません。

そこで、具体的にこの場合は、都市建設と環境になるかと思えますが、横の連携をとりながら、そういったことを考えていただけないか、ちょっと確認を含めてお聞きしたいと思います。また、具体的に今後の広報などで、そういった環境面からPRができないものか、お聞きしたいと思います。

続いて、自転車の件であります。マナーアップについてはいろいろされているかと思えますが、少し見方を変えて、たとえば自転車の事故であるとか、取り締まりなんかは実際はできるんだというふうなことを訴えることも一つのマナーアップの方法かと思えます。今では、多分交差点や道路の走り方などは、交通安全教室などで指導されているかと思えますが、実際に事故や、違反、罰則などが適用されことは余り多く知らせるようなことをされていないかと思えます。

また、これは予算の関係もございますが、例えば専門のスタントマンなどに実際の事故を再現していただくようなことというのは、見る人にとっては非常にインパクトのあるものだと思います。頻繁にできるようなことではないかと思いますが、何かの機会で、そういったことができないものか、この1点を再質問させていただきたいと思います。

以上、幾つかございましたけれども、よろしくお願いします。

○生活環境部長（森田秀司君） 私の方からは、環境行政についてと雨水対策についての一部について御答弁させていただきます。

まず、第1点目の環境の事業の数値化というようなお話しです。平成16年3月に環境基本計画が策定されまして、その16年の4月から計画に沿った事業が開始されております。環境事業につきましては数値化ができない部分も多いわけでございますが、できるところの事業といたしまして幾つか例を申し上げてお話をさせていただきたいと思います。

環境フェスティバルの参加者でございますが、平成16年、17年それぞれ約1000名でございましたが、18年度には約1500名、19年度には約2000名の市民の方々に参加をしていただいております。

また、過去3年間の水辺の楽校の参加者を見ますと17年度は224名、18年度が351名、19年度は449名と増加をしております。また、昨年7月と12月に実施をいたしましたライトダウンキャンペーンの参加企業につきましては、4月は27社でございましたが、12月には54社と増加しております。このように多くの参加を得ている事業もございますが、個々に見ますと、これからの事業というところもございまして、今後もそれぞれ個々点検しながら、計画化を図っていきたいというふうに考えております。

次に、2点目の基本構想との関係でございます。現在、策定中の市の基本構想、基本計画との関係でございますが、基本構想、基本計画は総合的な計画でございまして、環境基本計画など分野別計画の上位計画と位置づけることができます。例えば市の基本計画では将来にわたる人口フレームなどが明らかになりますので、環境基本計画を見直すに当たりまして、整合性を取らなければならないことになります。

なお、基本計画では詳細な事業が検討されることになるとと思いますが、市の基本構想、基本計画が個々の事業につきまして、制限するものではないというふうに考えております。

次に、参加者の広報ですとか、市民会議の関係でございます。1人でも多くの方の意見を反映するために環境のグループですとか、そればかりでなく、御希望があれば町会自治会への出前講座といたしまして座談会を開催いたしましたり、子供たちの意見を聞くなど、いろいろな方法を考えてまいりたいというふうに考えております。

それと、最後に浸透ますのPRでございます。環境基本計画では水の保全は大きな柱の一つでございます。基本計画では、雨水に対する基本的な考え方といたしまして、緑地の確保をはじめ雨水の地下浸透により自然な水循環を確保します、と位置づけて

おります。雨水は災害にも関係してくるわけですが、地下水脈の保全、湧水の確保を考えますと、雨水浸透ますの普及は重要なことと考えております。環境サイドといたしましても、都市建設部と連携をとりながらPRに努めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○副議長（羽場茂君） 残時間が少ないので簡潔にお願いいたします。

○都市建設部長（小峯勝君） 私の方からは、雨水対策についてお答えします。

50ミリの雨が降った場合、管が満流・満管になったときの余裕でございますが、管の種類によって違います。ヒューム管、あるいはまた長方形でできておりますボックスカルバートのような場合は9割水深で設計されております。ということで余裕は1割ほどございます。

また、開渠では南公園内の下の川の場合でございますが、8割水深で約2割ほどの余裕をもって設計をしまして雨水計画廃水を決定しております。また、余裕のないマンホールの場合50ミリ降った場合水が溢れるということでございますので。最近以前、過去にも例がございましてマンホールが飛ばされたということもございますので。現在、浮上防止用マンホールに改修することによりまして、歩行者が落ちないように安全対策を図っております。以上で答弁とさせていただきます。

○総務部長（野崎隆晴君） 続きましてスタントマンによる交通安全教室についてでございますけれども、現在福生警察署と、この交通安全教室の開催に向けて協議を詰めている状況でございます。現段階の協議内容といたしましては、主催は警察署で経費につきましては全額が警察署の負担、会場については市内の中学校の校庭で実施できればとのことでございます。

また、内容といたしましては、警察官による交通安全講話、それとスタントマンによる車と自転車の交通事故の再現、また自転車運転教室の開催等となっておりますが、詳細につきましては未定でございます。警察とも連携を図っていく中で、実施の段階になりましたら、多くの皆様の参加を呼びかけてまいりたいと、そのように考えております。以上でございます。

○2番（清水義朋君） それでは、幾つか要望をさせていただきたいと思います。

環境基本計画の方は、色々確認させていただきましてありがとうございます。一つだけ、やはり多くの市民の方々、それと、あまり環境にそれほど深い関心がない方でも多く参加していただけることで、そういった方々が伝える努力であるとか、また別の視点を持った対策っていうのを考えていただけることもあるかと思います。多くいて大変なこともあるかと思いますが、じっくりまとめられるいいチャンスかと思いますのでぜひお願いしたいと思います。

雨水については、色々連携を取ってやっていただけるということで、これをぜひお願いしたいと思います。

自転車の方でございますが、けさの新聞ですが、死亡事故を誘発してしまった自転車の方に96歳って書いてあったかな、有罪判決が出てしまったということで、非常にどちらも残念だとは思いますが、本当に最近はこうしたことがたくさん起

こっているようでございますので、ぜひともそのスタントマンを使って見せるときにも、中学校生徒以外にも周りの方であるとか、保護者が見られるようなチャンスもぜひ設けてほしいと思います。

それから、幼児2人同乗者用自転車でございますが、これはまだ出てきてないものですから何とも言えないでしょうが、早急にいろんな現場の意見だとか出てきたときに聞いていただくことで、市長のおっしゃる「子育てが元気」にもつながるかと思っておりますので、ぜひお願いしたいと思っております。

以上で私の一般質問を終わります。

~~~~~

○副議長（羽場茂君） 次に、19番田村正秋君。

（19番 田村正秋君質問席着席）

○19番（田村正秋君） それでは、先に通告いたしました一般質問を行わせていただきます。4点になっておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、まず1点目といたしまして、環境問題につきまして、今の清水議員とですね、重なる部分もありますけれども、よろしくお願いいたします。

環境問題の1点目、スクラムマイナス50%協議会の進捗状況についてお尋ねいたします。

福生市では、地球温暖化対策といたしまして、福生スクラムマイナス50%協議会を掲げております。この会につきましては、平成18年12月、環境省の環境と経済良好循環のまちモデル事業に決定され、2030年までに市内のCO<sub>2</sub>排出量を25万トン、削減という大きな目的でスクラムマイナス50%のCO<sub>2</sub>の排出事業を展開しております。他の事業体でもなかなか提示できない数値であります。現在、市民講座やさまざまな角度から、この事業に取り組んでおります。市民、事業者、行政の協力体制で臨み、効果的に事業が進展していると思っておりますが、現在、この事業の進捗状況につきまして、市長はどのように捉えているのかお願いをいたします。

環境問題の2点目といたしまして、小電回収事業についてでございます。小電回収とは耳慣れない言葉であると思いますが、使用済小型電子電気機器、携帯電話、あるいはパソコン、液晶テレビ、デジタルカメラ、燃料電池などになります。これらを小型家電というふうに呼んでおります。この中にはですね、レアメタル、希少金属が含まれております。地球上に、もっとも存在することの少ないものや、取り出しが難しい金属、このことであります。リサイクルし、金属の資源確保、戦略資源の確保、不適正処理による環境、汚染防止、有害金属の適正管理、産地における環境破壊低減などの効果があるといわれております。

また、日本の都市は都市鉱山とも呼ばれ、家電埋蔵量は世界一と呼ばれております。最近では大牟田市、日立市ですか。大館市なども、回収方法や処理技術を模索しております。小型機器、小型家電回収に対し、環境問題を考える中でですね、取り組む必要があるのではないかなというふうに思うのですが、市長の考え方をお願いいたします。

続きまして2点目、子育て支援事業について、1といたしまして子供の医療費助成制度の拡充についてお尋ねいたします。

昨日の施政方針でも述べられておりました「五つの元気」施策のうち、「子育てが元気」の施策で、幼児と義務教育就学児の医療費負担の軽減処置について所得制限を撤廃し、この事業を行うということであります。中学校まで医療費無料化であります。昨年の12月の議会でも質問しました。大変素早い対応であると、感動しております。

この政策は石原都知事の公約でもあることから、東京都の関係の中で補助され、さらに市長の公約でもあることから大いに期待をしている事業でございます。今回の経過、内容につきまして、市長の考え方をお願いいたします。

続きまして、雇用対策について、就労支援の推進等についてお尋ねをいたします。市民生活を取り巻く経済的な環境が、大変厳しさを増している時期でございます。自動車、電気機器産業など、大企業が赤字に転落するなど、今までにあり得ない大手の企業業績の悪化が市民生活に影響を及ぼしております。雇用の確保、期間労働者の解雇など、雇用状況が大変厳しい時期であります。国や東京都、他市でも雇用対策事業を展開しております。また、障害を持たれて働いている方も大変厳しい時代であります。

福生市として、行政でできる支援対策はどのようにとらえているのか。健常者、障害者それぞれの立場につきまして、市長の考え方をお願いいたします。

続きまして4点目、スポーツ振興について、国体のソフトボール会場になることでの人工芝生化と整備についてでございます。福生野球場、市営競技場の整備と人工芝化についてお尋ねいたします。国体の女子ソフトボールの会場に平成20年7月、第68回国民体育大会東京大会が内定したことで、国体に向けての施設整備の内容が挙げられております。福生野球場については待望していた人工芝による整備などが挙げられ、福生競技場においてもサッカーや都のスポーツとの併用から人工芝を提案していましたが、導入にはなかなか厳しいというふうなことだったんですが、それぞれ施設内容それで経過につきまして市長の考え方をお願いをし、市長、理事者の教育長の考え方をお願いいたします。

続きまして、2点目といたしまして、予算や組織について今回この事業は、本年度、この間も新聞の報道でもありましたけれども、大変大きな事業であるというふうに言われておりますが、この組織を運営するにあたり、予算や準備組織についてはどのように検討していくのかお尋ねをいたします。

4点であります。よろしくお願いいたします。

(市長 加藤育男君登壇)

○市長(加藤育男君) 田村正秋議員の御質問にお答えいたします。

環境問題についての1点目、福生スクラムマイナス50%協議会の進捗状況でございます。福生市では、市民、事業者、商工会との協働で、平成18年度に地域からの地球温暖化対策を進めるため、福生スクラム・マイナス50%協議会を設立いたしました。協議会では環境省の環境と経済の好循環のまちモデル事業に応募いたしまして、

平成18年度から20年度までの3カ年、福生スクラム・マイナス50%事業を実施してまいりました。このモデル事業は、大きく分けてハード事業とソフト事業がございいます。

ハード事業は、エコライトハウス事業と位置づけまして、省エネ住宅や省エネ事業所の普及を目指しております。省エネ住宅は、平成19年度に3戸が完成し、20年度は2戸を建設中でございます。それぞれ高断熱住宅へ改修するとともに、省エネ機器や新エネ機器の導入を行っております。事業所エコライトハウスでは、食品製造メーカーの重油ボイラーを天然ガスコージェネレーションシステムに変更し、医療福祉施設では、石油ボイラーを太陽熱温水器に変更いたしました。20年度は福生市福祉センターに太陽熱温水器の設置を行い、それぞれ二酸化炭素の排出量の削減を行ってまいりました。

ソフト事業では、環境家計簿のソフト開発、省エネアドバイザー養成講座、講演会、ホームページ開設などを行っております。ことし1月には、北野勝氏の講演会、2月からは、省エネアドバイザー講座、省エネキャラバンなどを実施しております。おかげをもちまして、ハード事業も、ソフト事業も順調に進んでいるところでございます。市民生活とのかかわりでございますが、福生市は民生部門からの二酸化炭素の排出量の割合が多く、地球温暖化の防止につきましては、市民の皆様の協力が大切になります。

省エネの大切さを知っていただくため、エネルギー市民会議の皆様が中心となりましてキャラバン隊を結成し、市内5カ所で省エネ講座を開催し、省エネ行動の説明や簡易版の環境家計簿、福生エコチャレンジ家計簿を配付させていただいております。

市役所での取り組みにつきましては、環境マネジメントシステムL A S - Eを昨年11月に導入し、ことし2月には学校も含めまして、59部署の監査が行われたところでございます。今後その成果が出てくるものと期待しております。

次に、2点目の小電回収事業についてでございます。小電という言葉は聞きなれない言葉でございますが、議員の御説明のとおり、使用済みの小型電子、電気機器のことでございます。小電には貴重なレアメタルが含まれておりますが、リサイクルが進んでいない状況がございます。日本では、そのほとんどを輸入に頼っておりますが、都市鉱山と言われますように、国内にレアメタルを含む使用済みの製品が大量に眠っているとされております。

昨年、東京都特別区の代表、市町村の代表、電気通信事業者協会、情報ネットワーク産業協会などにより組織されました希少金属等含有製品回収促進協議会が都内で携帯電話の回収実験を実施いたしました。多摩地区では福生市を含む6市が回収実験に参加いたし、福生市では140台を回収したところでございます。携帯電話を含む小電回収ということになりますと、回収ルートの確保、再資源化の行程確保、また、メーカーの協力なども必要となってまいります。今後、希少金属等含有製品回収促進協議会での検討を踏まえまして、市としてできることを考えてまいりたいと考えております。

次に、子育て支援事業についての子供の医療費助成制度の拡充についてでございますが、この医療費助成の拡大の内容につきましては、「五つの元気」のワーキングチームで検討を行ってまいりました。

平成21年10月1日から乳幼児医療費助成制度及び義務教育就学児医療費助成制度の2つの制度におきまして、市の単独事業といたしまして、保護者の所得制限を撤廃することといたしました。したがって、ゼロ歳から中学3年生までのすべての児童は医療費助成制度が受けられることになります。また、義務教育就学児医療費助成制度につきましては、現在東京都から見直しの提案を受けておりますが、その内容といたしましては、通院の場合は1回200円を本人負担とさせていただき、基本的には入院治療、調剤等の医療費自己負担額を無料にするといった内容でございます。

市といたしましては、一部財源負担の部分は協議中でございますが、東京都の提案内容に沿った形で無料化する予定でございます。これによりまして、平成20年10月までの実績をもとに積算いたしますと、通年ベースでは義務教育就学児の対象者は約4400人、医療費助成総額は約6324万円を見込んでおります。また、東京都からの補助金は、提案部分での2分の1ということで約2487万円、したがって市の負担としましては、単独事業分も含めると約3837万円となっております。

なお、平成21年度予算では支払い月の関係で4カ月分の医療費が該当になりますことから、所得制限撤廃分及び、東京都の提案によります増加分を合わせますと、約1011万円となっておりますが、この負担増分につきましては、再編交付金事業基金から1000万円を繰り入れする予定でございます。なお、東京都の提案内容につきましては、協議中の部分がございますことから、今定例会では、市単独事業分となります保護者の所得制限撤廃に関する一部改正を提案させていただき、無料化に関する改正につきましては、6月の市議会定例会で提案させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、雇用対策についての就労支援等についてでございますが、100年に一度とも言われる経済不況の中、雇用環境の悪化も深刻な状況に陥っております。労働行政は本来国及び東京都が担うものでございますが、未曾有の情勢悪化に伴い、国や都では市が行う緊急対策への財政支援を平成21年度で予定しているところでございます。

東京都では、平成21年度の単年度事業といたしまして、緊急雇用創出区市町村補助金を創設し、市へは2000万円の補助目安が昨年12月に示されました。補助に一定の要件がありますが、庁内で検討の結果、商業振興基本調査等7事業の財源に充てることとし予算化を図ったところでございます。

また国では、平成20年度の第2次補正予算で、ふるさと雇用再生特別交付金及び緊急雇用創出事業を予定し、先月東京都を通じ計画案の提出の依頼がございました。時期的に当初予算では間に合わず補正予算により対応を図る予定でおります。通知ではふるさと雇用再生特別基金事業は、まず東京都に交付し、都では基金を設置し、さ

らに3年間市区町村に配分する形をとりますが、平成21年度から3年間で市に1500万円の配分予定と聞いております。

市では、NPO法人であります福生市体育協会に委託し、健康増進スポーツ普及事業を実施するための指導員の雇用を創出したいと考えております。さらに、緊急雇用創出事業では、これも東京都に基金を設置するものでございますが、福生市への配分は3年間で2000万円と聞いており、平成21年度では、歴史的、民俗文化財資料の整備事業として、市で直接雇用して資料の整備を図っていく予定でございます。

また、障害者の就労支援につきましては、現在、福祉部社会福祉課障害福祉係の窓口で行っております。障害者からの就労相談があったときに担当のケースワーカーが本人から就労希望の聞き取り及び面談を行い、必要に応じて青梅のハローワークや、都立障害者職業センター等に照会もしくは同行しながら就職先を探しております。

精神障害者の地域活動支援センター、ハッピーウイングでは、任意的に就労相談を行い、短期的なアルバイト等の就労に結びついていると伺っております。いずれにいたしましても、障害者の方の就労には大変な御苦勞があり、市といたしましても全面的にバックアップをしていかななくてはと考える次第でございます。このような状況から、今年度末に福生市障害福祉計画第2期を策定いたしますが、本計画の推進事項の中に一般就労への移行促進を掲げております。障害者の就労支援を抜本的に強化するため、私の公約でもあります「五つの元気」推進事業計画において障害者就労支援事業委託を福生市社会福祉協議会に予定し、平成21年度当初予算に計上してございますので、なるべく早い時期に事業開始したいと考えております。

次の教育行政につきましては、教育委員会からお答えいたします。

以上で、田村正秋議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○副議長（羽場茂君） 11時15分まで休憩いたします。

午前11時5分休憩

~~~~~

午前11時15分開議

○副議長（羽場茂君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（教育長 宮城眞一君登壇）

○教育長（宮城眞一君） 田村正秋議員の御質問にお答えをいたします。

スポーツ振興についての1点目、国体のソフトボール会場の芝生化と整備等についてでございますが、平成20年7月に第68回国民体育大会東京大会の開催が内定をし、それと同時に福生市ではソフトボール成年女子の競技の開催が内定をいたしました。そして、競技会場につきましては福生野球場と市営競技場が使われることとなりました。

このことにより国民体育大会競技施設基準に基づき、施設の整備を実施いたしていくこととあいなります。まず、福生野球場の整備につきましては、平成21年度に防球ネットとグラウンド外周フェンス等を改良し、平成22年度には外野グラウンド面の人工芝化、電光式スコアボード設置のほか、スタンドのバリアフリー化等の改良を

図るための整備の計画をいたしております。

また、市営競技場につきましては、平成21年度にグラウンド面、スタンド、防球ネット等の改良を図るための整備を実施いたしてまいりたいと考えております。なお、市営競技場のグラウンド面につきましては、人工芝化も視野に入れ検討いたしました。が、サッカーやソフトボールにおきましては、人工芝化することで利便性は高まりますが、陸上競技におきましては、走路となるトラックが人工芝では競技ができなくなることから、人工芝化につきましては困難であると判断をし、土のグラウンドのための砂ぼこり対策や、水はけ対策を考慮いたした改良計画といたしております。

次に、2点目の予算や組織関係についてでございますが、平成21年度当初予算におきまして、教育費の保健体育費の中に新たに国民体育大会推進費として、事務費と準備委員会への補助金を計上させていただきました。また、国体の準備組織として、平成21年度から教育委員会事務局に国体準備室を設置し、国体の準備を進めてまいりたいと考えております。

以上、田村正秋議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○19番（田村正秋君） 御丁寧なる答弁をいただきましてありがとうございます。

それでは、順を追って質問をさせていただきます。

まず1点目の環境問題なんですが、先ほどの清水議員の答弁の時にですね、市長は2050年というふうに我々ちょっと聞こえたのですけれども、2030年とホームページでは書いてあったんですけど、その辺は何かずれたとかそういうことじゃなくて、2030年で確認してよろしいでしょうか。その点、1点お尋ねをまず先にさせていただきます。

それと、今回のCO₂の問題を含めまして、非常に先ほども市長からも話があったように他の自治体からも視察が来られて、非常に全国的に有名になった環境のまちではないかなというふうに思うんです。現在市民向けの講座、先ほども清水議員からもお話がありましたけれども、スクラム・マイナス関係あるいは、さまざまにですね講座等を設けておられると思うのですが、今後どのような周知をして市民向けの講座を行うのかお願いをいたします。

それと、あと先ほども私が言いましたけれども、結局こういう問題というのは低年齢、低い子供たちからですね、そういう環境教育というものを確認していただいたり、あるいは高めていただきたいというふうなことが非常に大きな問題ではないかなというふうに思うんです。この点につきましても、これからの対応としまして、既に中学校でリンゴの皮をむいて、その皮の薄さでエコを追及するとか、いろんな授業を組んでいるというふうなお話も聞いているのですが、非常にユニークな学校での授業なんかもあるというふうに聞いておるんですが、そのへんにつきましてもどのように理事者は判断しているのかお願いをいたします。

続きまして、小電回収の関係なんですが、先日大館市の方に視察をさせていただきました。大館市は鉾山のまちで、鉾山から抽出技術が非常にレベルが高いものがあるというふう言われております。いろんな事業所の中に小さい小電回収のボックスを置

いて、これに関係して回収するというふうな事業がすでに展開されております。

これは県の方の補助事業で、とりあえず試験的に行われているというふうなことです。大牟田市、日立市、大館市というふうなことで、最近、回収方法や処理技術が非常に高いものがあるというふうに言われております。結局、非常にややもすると戦略資源になってしまったりというふうなことがあったり、あるいは放置してしまうとですね、環境汚染につながったりというふうなそういったことも懸念されるというふうなことなんです。結局、この間私なんかも行ったときに大館市はそういう抽出技術の技術能力が非常に高い市だったわけですね。今後はそういったところとある程度連携を持ちまして、環境問題、今後はPCBもやったりとかいろんなメニューも含んでくるというふうなことも言われてるんですよ。ですから、そういうネットワークづくりみたいなことにつきましても、今後どのように考えていくのかお願いをいたします。

続きまして2点目、子育て支援事業につきましてお尋ねをいたします。

今回、非常に素早い市長の対応であったというふうに思っております。感謝しておりますが、今後、この中で再質問させていただきますが、子供医療の拡充につきましては、非常に大きな成果であった。

ところが、当初は石原知事のプロパガンダ、ひとつの公約でもあったわけです。そういった中で、いろいろと市長も再編交付金を使って、これと合わせて2分の1の負担で、これを進めたというふうなことだということですが、今後、都の見通しとしては、やはり再編交付金もいつまでも続くものでもないと思いますし、ある程度、都との関係の中で、この推移はどういうふうに見ていくのかその辺の問題につきましてもお願いいたします。

それと、今後、こういった医療制度ができたというふうなことにつきまして医療制度の周知、PRの仕方につきましても、あろうかなというふうに思うんですが、この辺につきましてもインターネットとか、あるいは、広報とかいろいろあるかと思うんですけれども、今後のPRの仕方につきましては、どのように考えているのかお願いをいたします。

続きまして、3点目の雇用対策の関係なんです。雇用対策につきましては、お隣の羽村市も実際にやっていて、応募が2、3件しかなかったということだったそうなんです。年々再々ですね、最近テレビのマスコミ報道なんかでも報道されておりますように、非常にワーキングプアとかですね、非常に厳しい時代の中であるわけです。

特に今年から、さらにまた厳しい情勢が続くのではないかなというふうに思うのですが、ことしは、そういう応募がなかったのかもしれないけれども、今後、やはりそういうスタンスで雇用対策という角度から、やはり、充実する施策ではないかなというふうに思うのですが、この問題につきまして、理事者はどのように考えているのかもう一度お願いをしたいと思います。

それと、先ほどの市長答弁の中で、「五つの元気」推進事業、特に障害者の関係の中では今年度は社会福祉協議会にお願いをして、この雇用対策を行うというふうなこと

なのですが、もう少し詳しく、この内容につきましてお願いをいたします。

続きまして、5点目といたしまして、国体の関係なんです。

今、御答弁いただきまして、人工芝生化につきましては、市営球場につきましては人口芝生化、市営競技場につきましては、これができないというふうなお話だったんですが、先ほども答弁の中でもありましたけれども、特に市営競技場の方の関係でまず、お尋ねをしますけれども、今までどうしても近隣の人から、先ほどもお話があったと思いますが、砂ぼこりが非常に羽村側の方々から非常に苦情のケースがあったというふうなことで、今回、砂ぼこりが上がらない、そういった整備をされるというふうなお話なんです。それと合わせて、もう少し何かこう、検討されている点、あるいは対策につきまして、どのように感じているのかお願いいたします。

それと、市営競技場の関係の中で、今テニスコートの間に東京都の水道施設があるわけなんです。特にあの市営競技場を使う場合、グラウンドの中に駐車しちやいけないとか、非常に手狭な駐車スペースなんですね。そこで、この水道施設のところを一時でも借りて活用していければ、駐車対策になるんじゃないかなというふうに思うんですが。前から、かなりの団体があのスペースにつきましては、何とか空き地利用ができないかというふうなお話があったんですが。その辺につきましては、理事者はどのように考えているのか、お願いをいたします。

それと、市営球場の関係なんです。中では非常に、人口芝のすばらしいものができるというふうなお話なんです。せつかく、こういった立派な球場ができるに当たってですね。スコアボード、今まで、こうパチパチとやっていた手動式だったのですが、これも非常にすばらしいものに変わるというふうなお話を聞いているのですが。その改良の内容につきましても、スコアボードとか、非常に立派なところは名前が入ったりとか、スピードボールのボールのですね、スピードが出たりとかいうふうなことも併設されているんですが、どのようなスコアボードが設定されるのかお願いいたします。

それと、全体の問題なんです。今回私もホームページ、インターネットで見まして、福生市がこの女子のソフトボールの会場に当たったというふうなことで非常に感動しているんです。福生市のそのPRですね、やはり今後こういったソフトボール会場にあてられるというふうなPRの仕方につきましても、やはりなかなか経済的に厳しいとかいろんなことを言われてますけれども、非常にいいことだと思うんですね。その辺につきましても、今後のPRの効果につきましてもどの程度考えているのか、お尋ねをいたします。

それとさらにですね。もう1点。ソフトボールの競技なんです。今、ソフトボール競技というのはどうしても町会やあるいは青年とか、わりかし上の人たちの関係の競技になっているんですが、ただなかなかその女子やジュニアというんですかね、そういった方々の裾の広がりが見られないんじゃないかなというふうに思うんですが、今後、一生懸命、今そういったジュニアを育成というふうなことも考えているというふうに思うんですが、この辺のこれからの広がりみたいなものにつきましても、

どのように考えているか、せっかく福生がそういう会場になるというふうなことだということで、非常に期待している部分とそれからもう少し裾野をですね、開拓して、ソフトボールの人口をふやすというふうなことにつきましては、どのように考えているのか、お願いいたします。

それともう1点、今回の国体の施設整備につきましては、補助金というふうなことで、国体というふうなことで私もよくわかりませんので、質問させていただきますが。国からの補助、あるいは都からの補助というふうなものは、どの程度あるのか。聞くところによると国からではなく都の補助が2分の1であるというふうなお話があるんですが、もう少しその辺につきましても詳しくお願いをいたします。以上です。

○市長（加藤育男君） 田村正秋議員に御指摘いただきました、先ほどの清水議員の答弁の中で私が目標年度を誤って答弁したのではないかということなんですけど。ちょっと今確認がとれてませんので、テープやインターネット中継をもう一度確認させていただきますけれども、はっきりともう一度お話をさせていただきます。

日本大学と2050年の福生市の環境のあり方を考える共同研究を現在実施しているということと、それから、福生市地域新エネルギービジョンを策定した際に、2030年には温室効果ガスの排出量を50%に削減することを目標としている。これだけは、はっきりさせておきます。以上でございます。

○生活環境部長（森田秀司君） 環境問題につきまして3点いただいております。

温室効果ガス削減に向けた21年度以降の取り組みというような形かと思います。まず、スクラム・マイナス50%事業につきましては、20年度をもちまして終了いたしますが、市では平成21年度予算に地球温暖化対策施設助成事業といたしまして太陽光発電システム、太陽熱利用システム、潜熱型ガス給湯器など七つの種類の省エネ・新エネ設備に交付金を交付する予算計上をさせていただいております。

この制度は、他市と比べましても交付対象設備を幅広くしております。市民の皆さんの生活パターンにあった設備を選べるものではないかというふうに考えております。また、現在行っております省エネ講座等につきましても、さらに、引き続き行ってきたいと。それによりまして、市民の皆様は温室効果ガスの地球温暖化対策についても、理解等深めていただければなというふうに考えております。

それと2点目で地球温暖化対策についての子どもたち、未来を担う子どもたちというお話でございます。

地球温暖化対策は大変長いスパンで取り組まなくてはいけない課題であるというふうに考えております。そのためには、未来を担う子どもたちに環境のこと、地球温暖化のことについてですね、考えてもらいたいというふうに思っております。ことしに入りましてから、1月からここまで四つの小中学校で地球温暖化について、またごみ問題について出前講座を行ってまいりました。

学校でも、非常に環境問題に対しまして、関心が高くなっているというふうに感じておりますので、今後も教育委員会と連携をとりながら、子どもたちと環境のことを考えていきたいというふうに考えております。

それと、小電回収についてでございます。携帯電話などからレアメタルを取り出すためには大量の使用済みの機器が集まらなければならないということでございます。そのためには、福生市1市でできることには限界があるかというふうに思っておりますので、他市との協力と申しますか、ネットワークが必要だというふうに感じております。先ほども市長答弁にございましたように、希少金属等含有製品回収促進協議会という会がございますので、そこでの今後の協議なども踏まえまして、福生市としてできることについて考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○子ども家庭部長（町田正春君） それでは、私の方からは子どもの医療費の無料化の関係でございます。

議員御指摘のとおり、東京都で無料化するということになりますと私どもも、東京都で全額財政負担していただけるのかなというふうに思っていましたけれども、東京都の提案内容といたしましては市町村に2分の1の財政負担を求めてきております。このため東京都市長会といたしまして、本事業をすべての市町村が実施できるようにするために、見直しにより発生する財政負担につきましては、市町村財政に支障を来さないよう具体的に措置することなどを条件に東京都の提案を了承しているところでございます。

しかしながら、今のところその部分については東京都から何ら示されておられません。したがって、市長答弁で申し上げておりますけれども、そのところが現在協議中というふうなことでございます。今後、多分よい案が示されるであろうというふうに期待をしております。

それから2点目の今後の医療費助成制度改正の周知についてというふうなことでございます。この制度につきましては、6月が現況届や新たに該当される方の申請月となっております。したがって今後、広報やホームページで周知をさせていただきますけれども、所得制限の撤廃等で新たに該当される方につきましては、その保護者あてに直接申請書を送らせていただく予定でございます。

いずれにいたしましても、漏れのないように対応してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。私からは以上でございます。

○企画財政部長（田中益雄君） それでは、私の方から雇用対策についての中の今後雇用情勢はさらに悪化すると予想されるけれども、今後の市の対策についての考え方についてということにつきまして、答弁させていただきます。

景気の悪化が長引きこれに伴う雇用情勢がさらに悪化していくと、市としても何らかの雇用対策が必要になってくるとの認識は持っておるところでございます。ただ昨日、大野議員さんにもお答えしましたけれども、現在の市民相談係への雇用に関する相談・要望がないという答弁をさせていただきました。また、生活保護に関する相談についても、その点についての顕著な状況はないという答弁をさせていただいております。

今後でございますけれども、新年度に行います国あるいは都の施策を活用した雇用

対策を進めてまいりますけれども、その状況を見ながら、本市に見合った方法があるか考えてまいりたいと思っております。私からは以上でございます。

○福祉部長（星野恭一郎君） それでは、障害者の就労支援事業につきまして、その詳細をということでございます。

就労支援事業につきましては障害の種別、身体障害、知的障害、精神障害にかかわらず就労支援を行うものでございますし、社会福祉協議会に事業を委託し、実施場所は福祉センターを予定しているところでございます。

具体的な内容は、専門の職員、これは就労支援コーディネーターと生活支援コーディネーターそれぞれ1名ずつを配置いたしまして、一般就労を希望する障害者や、自立支援法の就労移行サービス施設、授産施設、小規模作業所等で、福祉的就労を行っている障害者、さらに企業や事業所等に在職している障害者で登録制による障害者を対象に、職業相談、就職の準備支援、職場開拓、職場実習支援、職場定着支援、離職時の調整や離職後の支援を行い就労に結びつけていくものでございます。

以上でございます。

○教育次長（宮田満君） スポーツ振興について6点御質問いただきました。

まず、1点目の市営競技場周辺の砂ぼこり対策でございますけれども、競技場の周辺、四周にはですね、張り芝を施す事があります。また、4対部分のグラウンド面におきましては、重い砂を使いまして、飛散防止に図るこのようなことをただいま検討しております。

2点目の市営競技場隣地にあります東京都の水道施設でございますけれども、この水道施設の用地を国体にあわせて借用させていただき、グラウンドの一部として有効活用させていただけないか、東京都水道局に交渉する方向で検討を進めております。

3点目の福生野球場の電光式スコアボードの内容でございますけれども、現在予定しております電光式スコアボードは遠隔装置によりまして、チーム名と得点、ストライク、アウトの表示がなされるものを予定しております。

4点目の国体開催によります福生市のPR効果でございますけれども、この国体開催時約9日ほどの日程がありますけれども、全国から選手や関係者等がたくさんおいでになるわけございまして、さきに開催されました坂戸市では、成年女子ソフトボールの場合、4万3000人の方々が見えたということでございまして、当市の場合、交通の便を考えますと、5万人くらいの方が少なくとも見えられようというふうに想定しております。

これの経済的な波及効果ということかと思っておりますけれども、仮に昼食やお土産を1人の方が市内で2000円消費されたと算定いたしますと、1億円の経済的な波及効果があるとこのように考えますし、またスポーツ振興の面での効果というものを考えますと、市民の皆様には、スポーツを通しての感動と夢を与えることができるのではないか、特に青少年に対しましては、心と体の健全育成に効果を今後期待できるものと考えております。

次に、5点目のソフトボール競技の裾野を広げる努力はしているのか、でございま

すけれども、現在市内のソフトボール競技の女子の場合を見ますと一般女子が1チーム、中学生女子が1チームございます。非常に少数ではございますが、この中学校のチームのOBの中には高校の東京都代表選手に選ばれる方も出ておりまして、福生市からも人材は育っているわけではございますけれども、今後、NPO法人体育協会等が力を入れております国体の選手を福生市から育てよう、この目標がございます。特に、ジュニア育成推進事業といたしましては小中学生を対象にソフトボール教室を実施しております。また、その他の種目も実施しているわけでございます。教育委員会といたしましても、NPO法人福生市体育協会を支援してこういった裾野の広がりを目指そうと考えているところでございます。

最後に6点目の国、都からの補助金でございますけれども、国体に関する施設整備補助は東京都から国民体育大会競技施設整備費補助事業としてなされております。この交付対象でございますけれども、国体競技基準を満たすために不可欠な整備事業など国体競技に直接関係する施設整備でございます。補助率は2分の1で1億円が上限となっております。以上でございます。

○19番（田村正秋君） それでは、要望と再質問をさせていただきます。

まず、1点目のスクラム・マイナスの関係では、市長、すみませんでした。それでは、2030年、CO₂25万トンというのは、これは変わらないと、すいません。私もちょっと聞きそびれてしまったものですから、申し訳ございません。この環境問題につきましては、非常に今、裾野が広くて、今、理事者の答弁もありまして非常に、学校向けとかさまざまな角度からですね、いろんな講座が行われております。

先日も北野先生の講座を聞かせていただきまして、非常に楽しい講座だったと思います。やはり環境問題も含めまして、やはり楽しい部分から入っていかないとこういったものは長続きしないと思いますので、ぜひ新年度以降も市民が楽しみながら温暖化対策に向けて取り組んでいただきたいなというふうに思います。

続きまして、小電回収の関係で先日大館市へ行きまして、大館市も鉱山のまちで非常に経済が厳しかったというふうな中で、新しいビジネスというんですかね、新しい、企業というか、それを支えていながら環境問題も含めてあるいは環境汚染防止も含めまして取り組んでいきたいというふうな話、ニッケルや金やあるいは貴重なそういう金属が含んでいるという携帯やゲーム機器だと思います。

そういったことも含めまして、これからある程度力のある先進市とネットワークづくりをしながらこういった対応もこれから視野に入れて、環境問題を考えていただきたいなというふうに思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、2点目の子育て支援事業につきまして、ちょっと私も聞きそびれてしまったことがあるのですが、今回のこういった非常に素早い対応で感動しておるわけなんです、12月のときにも確認をさせていただきましたが、既に先に、義務教育、中学校まで無料でやっていた市ということも確認しているんですが、この近隣で今回みたいな義務教育期間の子どもたちに対しましての医療費無料化を始められた、そういう情報を確認した市はあるんでしょうか。もう一回、部長お願いいたします。

でも、この制度につきましては本当にありがたいものでありまして、これからもこういったものをやはり今後、PR効果としてホームページとかいろんなところで載せていただいて、ぜひ福生に住んで福生で子育てをしていきたいという人が一人でも二人でもふえるように望んでいきたいなというふうに思います。その点だけお願いをいたします。

それと、続きまして雇用対策につきましては、今、部長からも答弁がありましたけれども、非常に、ワーキングプアとかさまざまな形でいろんな報道をされております。今年に入って雇用状態がさらに厳しくなっているのではないかなというふうなことでありますので、これもやはり大事な事業でございますので、これからはしっかり見守っていただきたいなというふうに思います。それと、障害を持った方の雇用対策につきましては我々会派としまして要望書を出させていただきまして、補助金がついたということで大変感謝しております。このことにつきましても、しっかりこれからはいろいろなところで確認をさせていただきたいなというふうに思います。

続きまして国体の関係なんです、今回、この国体が福生のソフトボールというふうな形で行われるというのは、非常に我々も感動しております。

でもあの市営競技場につきましては、サッカーとか最近は何かこう、ホッケーですか。女子のホッケーなんかも、大学のホッケーなんかも来ていろいろに使われているというふうなことでありまして、人口芝を私は期待していたんですが、陸上の都合とかいろんなことがあって、これが導入できないというふうなことがありました。ソフトボールそのものにつきましては今、理事者の答弁のとおり、高めていくというふうなお話があったと思いますが、ぜひこれからもこういった事業を一つの福生を売るというふうなPR効果の一番大きな施策じゃないかなというふうに思います。ぜひこれからも、努力していただきたいと思います。

では1点だけ質問をお願いします。

○子ども家庭部長（町田正春君） それでは再質問で、子どもの医療費の関係で近隣の状況というふうなことでございます。

近隣も含めまして26市でまだ無料化をしている市はない、というふうに確認をしております。ただ、何市かは既に所得制限を撤廃しているという市がございますけれども、このへんで申し上げますと青梅市、それから羽村市が所得制限を撤廃しているというふうに把握をしております。以上でございます。

○19番（田村正秋君） 答弁いただきましてありがとうございます。

今回の子育て支援事業につきましては非常に感動しておりまして、少しでも、今後、福生市で子育てをしたいという方々のひとつのチェックポイントになるのではないかなというふうに思います。市長初め理事者の努力に対して本当に敬意を表します。一般質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○副議長（羽場茂君） 午後1時まで休憩いたします。

午前11時51分 休憩

~~~~~

午後1時 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。3番、末次和夫君。

（3番 末次和夫君質問席着席）

○3番（末次和夫君） それでは通告に基づきまして、3項目の質問をしたいと思いたすので一つよろしく願いいたします。

それでは第1項目目でございますが、災害時のボランティアの支援の受け入れ体制マニュアルづくりについてでございます。先月の初旬に、会派の視察研修で平成7年の1月に発生しました阪神淡路大震災の被災地であります、兵庫県淡路市を視察しました。淡路市では、そのときにできた断層、野島断層というのがあるんですけど。その上に立っております北淡震災記念公園のセミナーハウスで、市の担当の職員の方から当時被災の状況やその後の復旧の状況などを説明を受けまして、その後質疑応答が行われました。私も過去にですね、ボランティアの受け入れマニュアルについて要望し、また質問もしております。

そのとき何点か質問した中で、その被災時のボランティアの受け入れ体制はどうだったのかとそんなことをお聞きしましたところ、震災直後からですね、全国から多くのボランティアの方が駆けつけてくれたと。最大では1日215人のこともあったらしいですが、当時、北淡町も受け入れのマニュアルやノウハウというのを持っていまませんでしたので、ほとんどの方はお帰りいただいたと、そのようなことを話しておりました。その後、兵庫県もすぐにボランティアのマニュアルづくりをしてそれをその後北淡町、今の淡路市も取り入れているとそんなふうな話をしておりました。私もその話を聞きましてね、我が意を得たりと言った気持ちにもなったんですが、一方では私が質問したボランティアの受け入れマニュアルは我がまち福生ではどうなったのかなとそんなふうにも思いまして、今回質問したいと思ったところでございます。

昨年6月にですね、質問をしまして9カ月ほどたちましたが、まだいまだに私の耳にはですね、でき上がったというような話は入ってきておりませんので、その後の状況がどうなのか、やる気になればもっと早くできてるんじゃないかなと思うんですが、必要性がないと思っているのか。また進めているのであれば、どの程度進んだかその辺のところをお聞きしたいと思いたす。

また、もう1点はですね、やはり昨年の6月に質問したときに、社会福祉協議会が主体のような感じの話をしていたんです。その辺の所管といいますかね、責任の所在と言いますか、その辺のところは社会福祉協議会にあるのか、安全安心まちづくり課にあるのか、その辺のところも確認の意味でお聞かせ願いたすと思いたす。

続きまして、新型インフルエンザについてでございます。この冬流行しましたAソ連型のインフルエンザもやっと下火になってきたようでございますが、先月27日には、愛知県のウズラ農場で抗病原性鳥インフルエンザウイルスH7亜型が国内では84年ぶりに検出されたとの報道がありました。よく言われる新型インフルエンザは鳥類のインフルエンザウイルスH5N1型で、このウイルスが人に感染し人の体内でふ

えることができるように変化して人から人へ感染できるようになったもので、このウイルスに感染して起こる疾患が新型インフルエンザということだそうです。ここ数年、東南アジアを中心に鳥インフルエンザが猛威を振るい、2007年までに約200名の方が死亡したと言われております。日本でも2004年1月に山口県の養鶏場のニワトリから国内初のH5N1型の感染が確認され、その後も関東から西日本を中心に幾つもの養鶏場で感染が確認されております。人への感染事例は今のところ報告されておられません。

しかし、WHO世界保健機構や多くの専門家が人類が免疫を持っていない、人から人へ感染する新型のインフルエンザはいつ発生しても不思議ではないと、そのようなことを言っております。感染症の歴史を見ましても古くはコレラ、ペスト、天然痘、そして20世紀に入り、1918年から1919年にかけて大流行しましたスペインインフルエンザ、まあ通常、スペイン風邪と言いますが、世界中では400万人、日本国内では45万人が死亡したと言われております。

厚生労働省の新型インフルエンザ対策に関する検討小委員会が2000年に米国疾病センターにより示された推計モデルを参考に、我が国の被害を一つの例として想定しました。それによりますと、国内で感染者数を全人口1億2000万としまして、25%が感染したと想定した場合、約3000万人の方が感染すると。この25%は福生に置き換えますと、約1万5000人ということになります。また、医療機関を受診する患者数は全国で約1300万人から2500万人程度になると。この全国の中間値をとりましても約1900万人で約16%になると。福生の人口で16%といいますと、9500人前後になろうかと思えます。また、入院患者数は約53万人から200万人、全国の中間値で約126万人、約1.5%です。福生市に置きかえますと約900人ということになります。また、死亡者数は約17万人から64万人、全国中間値で約40万人、0.33%ということで、これも福生に置き換えますと約200人の方が亡くなれると、そんな予測でございます。これはあくまでも推計の数値でございますが、もしこのようなことが起こったら大変なことだなど、そんなふうに感じます。

また、昨年12月24日の読売新聞に全国市区町村の新型インフルエンザ対策に関するアンケート調査の結果が載っておりました。それによりますと、新型インフルエンザ発生時の対応を定めた行動計画がある自治体は全国で68自治体、約6%弱でございます。そして、訓練を実施したことがある自治体は74自治体で、やはり6%弱でございます。そして行動計画を作成中、これは福生市も該当すると思えますが、これは約12%、約140自治体でございます。このアンケート結果を見ましても、日本全国の市区町村の新型インフルエンザに対する危機感というのは非常に薄いなどそんなふうに感じました。

ことし1月16日の西の風新聞で、加藤市長も新型インフルエンザについて話しておりました。また先月の25日には、青梅市の霞共益会館で西多摩保健所を中心に訓練が行われたと聞いております。そこで福生市の場合、国や都、近隣自治体、保健所

等の行政機関や医療機関等との連携など新型インフルエンザ対策の現状は今どのような状態になっているのか。また、現時点でのですね、課題や問題点は何なのか。そして、今後の取り組みについてもお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

第3項目でございます。シルバー人材センターについてお聞きしたいと思います。シルバー人材センターは、御承知のとおり、昭和54年に福生市高齢者事業団として発足し、ことしめでたく30周年を迎えるとのことでございます。現在の会員数は914名で19年度決算の契約額は約3億6000万円とともに西多摩の近隣センターの中では最も高い実績を誇っております。

また、充実した内容で紙面を飾っております会報誌「よろこび」など会員の皆さんの御努力でますます活気ある充実した組織になってきたと私は感じております。また、高齢化対策の視点から、シルバー人材センターの組織を見ますと高齢者の生きがい対策として高齢者の健康の維持増進対策として、これは、結果的には医療費の削減にも貢献しているものだと思っております。

また、研修等による生涯学習の場として、また地域社会へ貢献する組織として、高齢者の就業の場として、そして現下の不況時の中、再び注目を集めておりますワークシェアリングの手本となる組織として、だれもが認め、評価する組織だと私は思っております。しかし、指定管理者制度の導入や世界的な不況の時代になり、シルバー人材センターを取り巻く環境は非常に厳しくなっており、より行政の支援や協力が必要になってきていると思っております。

そこで、1点目としましては、シルバー人材センター30年の歩み、実績、そして現状を踏まえ、高齢化対策の観点から当組織をどのように評価しているのか加藤市長の御見解をお聞きしたいと思います。

2点目としましては、正和会の21年度の福生市政に関する要望の分野別の新たな要望事項にもなっております、高齢者の働く拠点としての会館建設についてでございます。現在、シルバー人材センターはさくら会館の一角を借り活動しておりますが、知り合いの会員さんの話ですと全体に手狭で会議など予約しないと使えないとか、研修や実施事業の開発スペース、室内作業スペース、技能訓練スペースなど、狭く働きづらいと言っておりました。また、昨日になりますか公民館の事務所もさくら会館に移転し、ますます制約が多くなるのではと思われます。

私も近隣のセンターの状況はどうなのかと思ひまして、あきる野市、羽村市、瑞穂町の三つのセンターを見させていただきました。あきる野市は新たな図書館ができ、今まで使っていた空いた3階建ての図書館を今年度から使用しております。1階は事務所、会議室、休憩室、そして別棟としてプレハブの作業室と倉庫などもありまして約620平米、2階は遺跡調査会が主に使用しております、会議室のみセンターの方では使っております。3階はパソコン教室として使っております。全体に敷地も広く駐車場も来客用として7台は常時確保しており、広い、全体に非常にゆとりのある施設だなとそんなふうに感じました。19年度決算時には会員数が835名、契約額

は3億1191万3000円でございます。

羽村市は単独の建物を、会館を持っております。これは平成4年に建てられまして2階建ての建物が二つございます。敷地は1476平米、事務所棟は2階建てで526平米ありまして、ここに会議室、作業室とか事務所など幾つもの部屋がございます。そして、倉庫棟は同じく2階建てで面積が180.8平米、1階は倉庫が二つあり、あと車庫と。2階は研修作業室などがございます。来客用の駐車場としましては10台を確保できるようになっております。また、会員数は現時点で830名でございます。そして、契約高は19年度決算時で3億2814万8000円でございます。

続きまして瑞穂町ですが、この建物も単独の建物でございます。平屋の建物で敷地面積は約2490平米、瑞穂町シルバーワークプラザという名称でございまして。建坪が585.5平米、また別棟で車庫兼倉庫などもございます。駐車場も9台は来客用として確保しています。現在の会員数は449名、19年度決算時の契約額は1億8092万6000円です。これは、瑞穂の場合ちょっと特殊かも知れませんが、ワークプラザに指定管理者として入っているそうです。そして、管理料というのを年間100万前後いただいていると、そんな話もしておりました。

また、見学はしてありませんが、昭島市も単独の独自の建物でこれも平成5年に建設されまして敷地は1014平米、建築面積が530平米です。そして、福生市はといいますと、現在会員数は先ほども言いました914名、契約額は約3億6000万、いずれも昭島市を除いて2市1町より高い数字を示しております。さくら会館の使用面積は約300平米である野市、羽村市、瑞穂町と比べ約半分のスペースで、しかも来客用の駐車場はございません。以上の数値を2市1町と比較してみますと、実績と比べ福生市シルバー人材センターのみが会館を持たず、手狭な場所で活動しているということを御理解いただけるんじゃないかと思います。

今後、より高齢化社会が進み会員数もより多くなると予想されます。また、会員の就業率アップのための新たな事業を展開するスペースも必要になってきます。近隣のシルバー人材センター同様の働きやすい環境づくりとして、また、今後の福生市の高齢者の働く拠点として、未利用地の有効活用なども考えながらシルバー人材センターの会館建設が必要だと私は思いますが、加藤市長の御見解をお聞かせ願いたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。御答弁よろしく願いいたします。

(市長 加藤育男君登壇)

○市長（加藤育男君） 末次議員の御質問にお答えいたします。災害時のボランティア受け入れ体制づくりについての1点目、ボランティア受け入れマニュアル作成の進捗状況についてでございます。

平成7年の阪神淡路大震災においては、全国から駆けつけるボランティアのコーディネートが被災地の市が行うこととしておりましたが、情報の混乱や他に市が行う業務も多かったことから、コーディネート機能がうまく働かず民間のボランティア団体が活躍した経緯がございます。

大震災以降災害ボランティアに対する意識も高まり、各地で多くの災害復旧を行うNPO法人、ボランティア団体等が設立されてまいりました。南関東においては、今後30年以内に、マグニチュード7程度の地震発生確率は70%と言われており、こうした大規模な災害が発生した場合、全国から多くのボランティアが駆けつけることが予想されます。災害復旧に当たっては、こうしたボランティアに期待する部分が大きくなります。したがって、ボランティア受け入れのマニュアルの必要性が急務となってきております。

災害復旧に係るボランティアの受け入れについては、平成19年4月に、災害時におけるボランティア活動等に関する協定に基づき福生市社会福祉協議会にゆだねております。市職員は、市が責任をもって行わなければならない部分の業務を行うこととなっております。このため市は、社会福祉協議会がボランティアとともに行う災害復旧活動について、必要な情報、活動の場、資機材の提供を行うこととしております。このようなことを踏まえ、現在社会福祉協議会で災害ボランティア受け入れマニュアルを作成していただいております、最終的に調整をする段階にきている状況でございます。

次に、2点目の今後の取り組みについてでございます。このマニュアルは、災害ボランティアの受け入れに関する基本的な考え方、大規模災害発生時等の具体的な運営や活動について定めようとするもので、大規模災害に備え防災訓練等に活用するとともに、実際に災害が発生した場合には、それぞれの場で活動するスタッフによって活用されることを想定しております。また、このマニュアルは各市の自然災害とその対応を教訓として、随時見直しを行う必要があると考えております。いずれにいたしましても、市と社会福祉協議会が連携して、協力しながら、災害対応に努めてまいりたいと考えております。

次に、新型インフルエンザ対策についての1点目の現状についてでございます。現在、主に鳥類の間で感染している鳥インフルエンザのうちで強い感染力と毒性を持つものが、高病原性鳥インフルエンザと言われるH5N1型であり、人間に感染する事例が世界各地で報告されています。国の対策会議は、このH5N1型が突然変異して人から人へ感染する新型インフルエンザとなることは確実であり、日本において発生いたしますと、3200万人が感染し、最悪の場合は64万人が死亡すると予測しております。国ではこうした予測から、平成19年3月にガイドラインとしてその発生から小康状態に至るまでを分類し各段階に応じた対策を定めております。

また、東京都におきましても国に準拠したガイドラインを定めておりまして、これらの状況から西多摩の市町村は、その対応を保健所と連携をとりながら進めているところでございます。この新型インフルエンザに対します西多摩圏域における行政機関や医療機関の連携といたしまして、平成19年度に西多摩保健所、西多摩医師会、西多摩薬剤師会、西多摩圏内公立4病院、西多摩8市町村の保健衛生担当者、災害等対応担当者などを構成メンバーとする仮称、新型インフルエンザ対策調整連絡会が立ち上げられました。その後、感染症地域医療体制ブロック協議会と名称が改められ、西多摩圏域での対策が協議されております。

次に、2点目の課題及び問題点についてでございます。感染症地域医療体制ブロック協議会では、新型インフルエンザに対するさまざまな課題、問題について、さらに一層の検討・修正が必要とされ、その詰めを急いでおります。課題としては、国、東京都、市町村の役割分担の変更、病院等における感染者の受け入れ体制、行政組織間、あるいは市民の皆様への確かな情報の伝達方法等が挙げられます。例えば、東京都のガイドラインでは市町村の役割として、市町村は発熱センターを設置して医師の配置などを行うとされておりましたが、昨年の11月に市町村、保健所は電話を中心とした発熱相談センターを開設し、医療機関は発熱外来を開設すると修正されております。

次に3点目の今後の取り組みについてでございますが、御指摘のとおり、新型インフルエンザ対策は急がなくてはならない課題であります。私は、この新型インフルエンザが広域的な対応を必要とする災害であるとの認識に立っております。まずは西多摩保健所で協議中の感染症地域医療体制ブロック協議会による西多摩における関係組織、機関による基本的な対策のまとまりを見まして、関係部署により福生市の新型インフルエンザ対応マニュアルを作成したいと考えております。そして、市民の皆様への周知や市の事業等、具体的な対応を西多摩各市町村とともに実施してまいりたいと考えております。

しかしながら、緊急な事態が生じたとき、例えば東京都知事による警報発令、あるいは非常事態宣言などがなされた場合などには、即座に市の緊急対策本部を設定し、国や東京都と連絡をとる中で、市の組織、市民組織、民間企業などの協力を求め、迅速に対応してまいります。

次に、シルバー人材センターについての1点目、シルバー人材センターについての見解でございます。現在、福生市シルバー人材センターは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律などに基つき、国、東京都、福生市などの支援により運用をされておりまして、長年にわたり高齢者の生きがい対策や健康づくりを推進する組織として重要な役割を果たしてきております。シルバー人材センターでは、その存在を広く地域社会へ周知するため、さまざまな広報媒体の活用、並びに市の行事を始め公の行事に参加することにより、日々組織の存在や役割の普及啓発に努めているとのことでございます。具体策の一つといたしまして、内容を充実した会報「よろこび」の発行を行い、会員や関係方面へ配布するなど会員等への情報提供を行っております。

また、シルバー人材センターの宣伝を幅広く行い、就業機会の開拓や拡大に努め、効率的な事業運営を図るための取り組みを行っているとございまして、顧客満足度等の調査研究を実施するなど、自助努力を継続しているとのことでございます。このことは、市の行政改革の取り組みとして要請をいたしておりますシルバー人材センターの自立に向けた取り組みとしても、一定の評価ができるのではないかと考えております。

なお、平成19年度の事業実績になりますが、シルバー人材センターでは、会員、理事、職員が毎月パンフレット配布、ホームページの活用、パネル展などを行うとともに、民間への就業開拓行動も実施いたしました。その結果、事業収入で3億596

0万円ほどを確保いたしまして、1174万円ほど前年実績を超えたことが報告されております。

国民の4人に1人が65歳以上という超高齢社会の入り口というべき時期を迎え、生涯現役を实践する組織として、シルバー人材センターに対する期待は、一層大きくなっているものと認識しているところでございます。さらに昨今では、高齢者の閉じこもりの防止や介護予防の観点からも、組織の機能が再認識されているものでございます。市といたしましても、そのようなシルバー人材センターの役割を十分認識いたしまして、運営費の補助や市の業務の委託など支援を行っているところでございます。

次に、2点目の高齢者の働く拠点としての会館建設についてでございます。福生市シルバー人材センターの活動につきましては、設立以来、現在のさくら会館2階第4会議室を利用して業務を行っておりました。平成11年3月のさくら会館改修時には、市といたしましても最大限の努力を行い、現在の事務所、作業所を確保いたしました。その結果、シルバーパス発行やパソコン教室、女性の会、広報区分け等の活動が充実することになった経過もでございます。

そこで、高齢者の方の拠点としての会館の建設を行い、さらなる事業の充実を図っていくべきとのことではございますが、今後、まずシルバー人材センターとも相談をさせていただきまして、必要性の度合いなども確認をいたしたいと考えております。それによりまして、今後検討課題としていけるのか、見極めてまいりたいと存じます。

以上で末次議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○3番（末次和夫君） 御答弁ありがとうございます。それでは、再質問をしたいと思います。災害時のボランティアの受け入れ体制についてですが、先ほどの、今の市長答弁で、社会福祉協議会が作成中で現在最終調整の段階だということですが、具体的にはいつごろ完成できそうなのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

また2点目としまして、ボランティアの受け入れ体制の窓口、そして担当所管についてですが、安全安心まちづくり課は、必要な情報、活動の場、資機材の提供を行い、それ以外は社会福祉協議会が責任をもって行うと理解してよろしいのかどうか、その辺も確認の意味でお聞きしたいと思います。

2項目目、新型インフルエンザについてでございますが、市長答弁では、広域的な対応として、19年に立ち上げられた西多摩8市町村による、現在の名称が感染症地域医療体制ブロック協議会を中核組織としてお考えのようではございますが、この協議会についてお聞きしたいと思います。現在までに何回ぐらいの会議をしたのか、そして、その会議でどのようなことが決まったのか、お聞かせ願いたいと思います。また感染症地域医療体制ブロック協議会だけではなく、福生市独自でできること、やらなくてはならないこともあろうかと思っておりますので、その辺のところもお考えをお聞かせ願いたいなとそういうふうに思っております。

また、マニュアルを作成するとのことですが、市民や市内の事業者への周知の方法について、どのように考えているかもお聞かせ願いたいと思います。そして、3項目目のシルバー人材センターについてでございます。先ほど会館建設について、今後の

検討課題としていけるのか見きわめてまいりたいとの加藤市長の答弁でございましたが、今まで、福生シルバー人材センターの実績、そして、働く環境として、近隣のシルバー人材センターとの比較をしていただければですね、会館建設に反対する人は私は1人もいないのではないかとそんなふうに思っております。答弁では、検討課題として取り上げるかどうかを検討することだと思しますので、それでは、検討課題となる判断基準というのは一体何なんだろうとその辺のところもお聞かせ願えればと。また同時に、会館建設の場合には国の補助が受けられるのかその辺のところも教えていただきたいと思います。

そして、もう1点としましては市の業務委託についてですが、近年、指定管理者制度の導入などにより期待の大きさに反し減少傾向にあります。直近の例ですと、公民館事務所がさくら会館に移り、今までシルバー人材センターが昼夜のさくら会館の受付業務を行っていましたが、4月からは昼の受付業務は公民館が行うようになったと。これはほんの1例に過ぎませんが、市の当センターへの業務委託の基本的な考え方をお聞かせ願いたいと思います。

以上で再質問を終わります。御答弁よろしくお願いいたします。

○総務部長（野崎隆晴君） それでは、再質問にお答えをさせていただきます。まず、ボランティア受け入れマニュアルの策定期限についてでございますけれども、関係部署と調整の上、21年度のなるべく早い時期の策定を目指し現在対応している、そのような状況でございます。

次に、連絡体制の確認等についてでございますけれども、市長答弁のとおり、社会福祉協議会がボランティア等に行う災害復旧活動について必要な情報、活動の場、資機材の提供を行う、こういったことでございまして、災害ボランティアセンターの立ち上げやボランティアの受け入れなどについては、社会福祉協議会にゆだねておりますが、市といたしましては、災害対策本部を設置し、災害時の特別組織でございます本部管理部防災班と防災ボランティアセンター、それと各避難所の避難所対応部などと連絡を密にしてボランティア活動の対応に当たることとなっております。このような連絡体制を前提といたしまして、昨年総合防災訓練の際におきましては、ボランティアセンターを開設いたしまして、連絡体制も含めて訓練を実施いたしましたところでございます。以上でございます。

○福祉部長（星野恭一郎君） それでは、私の方からは新型インフルエンザ対策とシルバー人材センターについて再質問に御答弁を申し上げます。まず、新型インフルエンザ対策のうち、感染症地域医療体制ブロック協議会が何回行われたか、決まったことは何かということでございます。ブロック協議会では、これまでに5回ほど会議を行われております。そのうち、2回ほどの連絡手続訓練なども行っております。

これまでに確認をされたことでございますが、4点ございます。1点目が関係機関、つまり主にブロック協議会の構成団体ですが、関係機関は東京都新型インフルエンザ対策行動計画や新型インフルエンザ対応マニュアル、あるいは東京都の新型インフルエンザ発生時の医療提供体制ガイドラインを基本として対応すること。2点目が、一

般病院は新型インフルエンザの入院治療に努めること。3点目といたしまして、療養型病院は、一般病院からの新型インフルエンザ患者以外の患者の転院受け入れなど、広報支援に努めること。4点目が西多摩保健所は、新型インフルエンザ対応マニュアルによる諸業務を行うとともに、関係機関の連絡調整を行うこと。以上の4点でございます。

しかしながら、詳細な部分、例えば、医師、看護師などの感染者に対する受け入れ体制では新型インフルエンザとそれ以外のインフルエンザとの判別が不明であるため、発熱外来の設置方法についての協議、あるいは国が想定している西多摩地域における新型インフルエンザ発生時の900床のベッドの確保につきましては、さらに協議をしているところでございます。またワクチンにつきましては、国により一定の準備がされておりますが、障害者や1人住まいの市民などへの対応は、今後の検討課題でございます。

次に、福生市独自でできることということでございますが、まず市民への防御策の啓発でございます。例えば、感染予防のためには通常のインフルエンザと同様の対策が効果的とされております。マスクの使用、手洗い、うがいなどの励行、人混みを避けるなどの啓発、周知が考えられます。また、市といたしましては、インフルエンザの発生時や流行時には、企業に勤務時間の変更や休業、学校の休校など、集団で集まることの回避や外出の自粛などの対応を求めていることが考えられます。これにつきましては、統一的な内容のマニュアルを作成した時点で市民や企業などに周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、マニュアルの作成及びこれを市民へどのように周知ということでございますが、マニュアルは市の業務における対策、市民個人や家庭における対策、地域における対策、企業における対策などが必要かと思われます。市民個人の対策にしましても、熱を出したときに病院等の対応が異なることも先ほどお話いたしましたブロック協議会のまとめにより変わる場合もございます。市ではこれらのことを関係部署で協議しておき、ブロック協議会のまとめがされたときにおくれることなく、その内容を取り入れたマニュアルを作成し、市民へ広報誌、ホームページ、ポスター、公共施設等へのマニュアル冊子の配置等の方法により周知をいたしたいと考えております。

次に、シルバー人材センターについてでございますが、まず、検討課題となる判断の要件ということでございます。やはり、会館建設の必要性があるかどうか、ということになると思います。事務所や作業スペースについての現状を把握いたしまして、シルバー人材センターの事業の拡大や運営の充実を図る上で、今後の課題、問題点を認識し、これを解決するために会館建設の必要性があるかが大事なことで考えております。また、シルバー人材センターとしての会館建設に対する基本的な考えや計画などを確認することも必要かと思っております。次に、会館建設の補助でございますが、現時点で考えられますことは、国が指定をしております全国シルバー人材センター事業協会からの補助が想定をされ、補助金額は上限2000万円と聞いております。

次に、事業委託の基本的な考えということでございます。基本的には一般事業者へ

の業務委託をする場合と同様に公共事業でございますので、委託事業を予算の範囲内で期限内に確実に履行できることが要件になると考えております。さらに、シルバー人材センターの設置運営の意義からして、センターやその会員にとって生きがいくくりや健康づくりの推進、あるいは就業開拓など、センター事業の充実や就業拡大に寄与できることも必要かと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○3番（末次和夫君） 御答弁ありがとうございます。それでは3回目ですので、要望をしたいと思います。災害時のボランティアの受け入れ体制づくり、マニュアルの作成については、やっと最終的な調整段階に来了ということでございますが、全国の自治体では、参考になる多くの冊子があると思いますので、福生市にできるだけあったようないいマニュアルを作っていただきたい。そして、担当者にも周知徹底させていただきたいと思いますし、また、社会福祉協議会との連携も密に行っていただきたいと思います。

新型インフルエンザにつきましては、最近新聞などで、新型インフルエンザ予防にもなる万能ワクチンの記事などもよく見かけます。国内製薬メーカーが競って開発しておりまして、実用化も間近だといったような記事もありますし、厚生労働省研究班が万能ワクチンを開発したといった記事も読みましたが、多分市場に投入されるのは早くても3年、4年先なのかなとそんなふうに思います。

問題は、万能ワクチンが実用化されるまでの間に、万が一新型インフルエンザが大流行してしまった場合のことでございます。答弁を聞いた範囲では、まだ対策は緒についたばかりというような印象も受けます。これは福生市に限らず、残りの7市、西多摩の7市町村も同様の状況じゃないかと思いますが、例えばですね、医師や看護師、病床数、ワクチンの確保など現実には非常に難しいとは思いますが、できるだけ行政のできる範囲で、細部にわたり早急に準備をしていただきまして、また、マニュアルや市民への周知もよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、シルバー人材センターについてでございますけれども。これは会館建設のみ、意見と要望をちょっとお話をさせていただきますと、星野部長の答弁で会館の必要性があるかどうかが大変なことということでしたが、福生シルバー人材センターは独自の会館を使用している羽村市や瑞穂町、そして昭島市、また、ほぼ独自の会館を使用しているあきる野のセンターと同じ目的で同様の活動をし、しかも福生市のセンターは立派な実績とともに充実した活動をしております。その意味では、近隣のセンターは独自の会館の必要性があり、福生だけが必要性がないとは考えにくく、実力派の部長には失礼かもしれませんが、少々説得力に欠ける答弁ではなかったのかなとそんなふうに思っております。確かに福生市は財政的にも非常に厳しいことは、承知しておりますし、当然それなりの手順も必要だと思っております。そういう意味で、すぐ作ってくれと言っているわけではございませんので、あくまでも直近の大事業は、牛浜駅であり、そして、福生野球場、競技場の改修工事だと思っておりますので、その工事のめどがついた次の段階に、給食センターと同様に考えていただきたいなとそんなふうに思っております。それはですね、福生市の高齢化対策の重要な事業でもあ

り、また、加藤市長の「五つの元気」の一つ、お年寄り、障害者が元気の施策にもかなうものだと私は思っております。まずは検討課題として取り上げていただきますことを強く要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、9番、阿南育子君。

（9番 阿南育子君質問席着席）

○9番（阿南育子君） よろしくお願ひいたします。さきの通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

私は今回、一問一答方式で挑戦させていただきますので、何分実験的な取り組みでございますので、スムーズにいかないところもあるかと思いますが、理事者の皆様初め御協力をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、最初の質問は、一括でやらさせていただきます。大きく4点ありますが、最初の質問は1点目、定額給付金についてです。定額給付金に対するさまざまな意見や問題点などの指摘があります。早い段階では大阪府知事のように、給付に当たり所得制限を設け、それを超える部分については自治体の裁量のもとに校庭の芝生化など、予算があつたらやりたいこと、そういうところに自由に使えるお金にしてほしいというような意見が出されました。また、市民の中にも、国の予算の使い方として、1人1万2000円というばらまきの使い方ではなく、もっと意味のあることに使ってほしいという声が圧倒的に多かったような印象があります。

しかし、もらえとなれば早くもらいたいということも心情だということも理解するところでございます。気持ちよくもらってもらい、気持ちよく使ってもらうのも手だとは思っております。しかし、例えばDV被害であるとか、夫からの暴力ですね、家庭内における暴力、ドメスティックバイオレンスの被害者で現在夫から離れて身を隠しているような方、そういった方には一時的なお金が本当に必要であると思いますが、世帯ごとの給付であるために、そういった方のところには、申請書が届かないという問題点があります。しかも、その世帯ごとの給付であるために、暴力を振るっている方の夫が2人分をもらえするという、とても矛盾があるという問題点が指摘されております。そういったさまざまな意見や問題点、また、目的などあるわけですが、市長は、この定額給付金についてどのような御見解をお持ちでしょうかというのを1点目の質問とさせていただきます。

それからまた、「五つの元気」事業を始め、福生市でもやりたいことは山ほどある中で、具体的な施策の推進のためにこの給付金を寄附していただくということは可能性としてどうか、ということをお2点目の質問とさせていただきます。例えば市民基金を立ち上げて、もう1歩教育に力を入れて未来づくり、人材づくりをしたいんだとか、具体的な政策、このことに使いたいからということをお提示して、そこに寄附をしていただく、そうした呼びかけをするというのはいかがでしょうか。この市民基金でまちづくりを進めるということについての可能性、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

それから、大きな2点目の住みなれたまちで暮らし続けるまちづくりについてです。これは今年度、介護保険制度の見直しの時期が来ておりますけれども、ここで今回、報酬単価の引き上げがされるということで、今まで介護現場の人材確保の難しさが指摘されておりました。それは、報酬の低さが問題になっていたそのことによって、人材確保の難しさがあったのではないかと思います。今回の介護保険の見直しで報酬単価の引き上げがされるということが昨年の5月、介護従事者等の人材確保のための処遇改善に関する法律が成立をいたしまして、処遇改善が図られるというような運びになったというふうに聞いておりますけれども、この1人当たり介護従事者へ2万円ほどアップするのではないかというような報道もあるわけなんですけれども、このような改善が本当にされるのか、この報酬単価の改定によってどのようなところにどのように影響するというふうに見ているのかということをお聞きしたいと思います。

それから、2点目としまして、小回りのきくサービスの提供についてという点について質問をさせていただきます。介護福祉事業計画、障害福祉計画の見直しをしているところですが、ここでも小規模な福祉サービスの拠点づくりについてということを進めたいという考えが見えているのではないかと思います。この点について、どのようなお考えを持っているかということを確認させていただきたいと思っております。

福生のようなある程度小さな自治体では、小さな事業所がたくさんあるというような形の方がいいのではないかなと思っています。小規模多機能型居住介護施設の整備、これは、高齢者の方が通ってデイサービスの使い方をしたり、その同じ場所でショートステイのサービスを受けられたり、また、家庭の方にヘルパーを派遣してもらえというようなことで、同じ顔の人たちが1人の高齢者をいろいろな形で支えることができる、そういった小規模多機能型の施設というのが望まれていると思うんですけれども、なかなか、この西多摩でも、青梅で1件ぐらいというような状況だということで、運営の難しさも一方ではあるのかなと思っています。ぜひこういったものを何とかできないのかなというふうに思っておりますので、こういった小規模の介護施設の整備ということについて、どのようなお考えを持っているのでしょうか。

また、高齢者だけの施設、障害者の施設、子どもの施設というふうにもいろいろ、分けてしまうのではなくて、一つの家庭の中に高齢のおじいちゃん、おばあちゃんがいたり障害を持つ兄弟がいたり、小さな子どもがいたりというような、大きな家族のようなそういったみんなの家のような、そういう住み慣れたまちで暮らし続ける拠点づくりというようなことができないのかなということをお聞きしたいと思います。

よく言われますが、富山型というようなことで子どもから高齢者、障害者がともに居場所とできるサービスの拠点づくりをやっているところもありますが、福生でもそのようなことができれば、雇用対策としても事業を生み出すということになると思いますし、短期的な仕事ではなくて、福祉の推進を図り、しかも、仕事を生み出すことにもつながることになると思うので、ぜひ小規模の拠点づくり、そして、子どもから高齢者、障害者がともに居場所とできる拠点づくりという点についてお伺いしたいと

思います。

それから3点目は、市のホームページについて伺います。現在、市のホームページがさまざま改革されて、見やすいホームページづくりというのが取り組まれていることは、見るたびにどんどん見やすくなっているなどというのはとても感じているところ です。しかし、まだ、ここがちょっと見づらいんじゃないのというような意見も実は 市民の方からよく言われているというような現状もあります。

そして、市のホームページについての1点目ですけれども、キッズページの開設 についてというのを提案したいと思うんですけれども、現在、市のホームページ、各自 自治体で作っておりますが、このキッズページというのをつくっているところはまだ少 ないんですね、5市か6市ぐらいだと思うんですけれども。ここで青梅市がキッズペー ジをつくることになったそうなんですけれども、子どもたち自身が福生市を知ること につながったり、インターネットという環境に触れて、これからの時代の情報の取 り方ということを学べたり、また、子ども自身が市の市民サービスを使う場面という のがあるわけなんですけれども。

例えば相談であるとか、そういったことを、このインターネットのキッズページを 使ってアクセスしていくというようなことができる、さまざまな可能性のあるページ にできると思うんですけれども、こうしたキッズページを開設するということが、子 どもたちの育ちを応援しようというこの福生市においては、すごく、そのことの表現 の場になると思うので、ぜひキッズページを開設してはどうかというふうに思っ ております。その点について、伺いたいと思います。

それから市のホームページについての2点目としましては、利用者委員会の立ち上 げについてを伺います。先ほども言いましたようにホームページを見ますと、どんど ん改善されていることがわかるわけなんですけれども、まだまだ利用者の中には、ほ かの市のホームページよりもわかりづらいとおっしゃる方もいらっしゃって、利用す る側に立った改善をもっともっと進めていく必要があるんじゃないかなということ を実感しています。そのためには、利用者自身が継続的に委員会をもって、どうしたら いいかというのを検証していくような、そういう利用者委員会を立ち上げてはどうか というふうに思っているんですが、そのことについて、どのようなお考えかお聞か せいただきたいと思います。

それから、4点目は子どもたちの読書環境について伺います。その1点目としまし て、小・中学校で現在読書についてさまざま取り組んでいらっしゃると思いますけれ ども、読書は子どもたちの世界を広げ健やかな育ちを助けるものだと思っております。 学力向上にも影響していくと思いますけれども、小・中学校での取り組みは、どのよ うにされているのでしょうか。ぜひ、そのようなことについて伺いたいと思います。

それから、子どもたちの読書環境についての2点目ですが、学校図書館の活用状況 についてお伺いします。現在、司書の先生が各学校にいますけれども、この 司書の先生の活動の状況と、また、学校の図書室の利用状況について、どのようにな っているか現状をお知らせいただければと思います。

以上、大きなテーマとしては4項目の質問です。よろしくお願いいたします。

○議長（原島貞夫君） 午後2時10分まで休憩といたします。

午後2時2分 休憩

~~~~~

午後2時11分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（市長 加藤育男君登壇）

○市長（加藤育男君） それでは、阿南議員の御質問にお答えいたします。定額給付金についての1点目、私の見解としてどう考えているのかとの御質問でございます。おっしゃるとおり、この定額給付金についてはさまざまな方がさまざまな御意見を述べられております。市区町村から出された質問への回答の内容や実施要綱のひな型の提示時期のおくれなどの一連の国の対応を見ると、地方への丸投げであるとも感じるところでございます。しかし、この定額給付金が支給の目的である生活支援、そして地域の経済対策に資するものとなってくれればよいと期待するものでございます。

後ほど補正予算として御提案させていただきますが、市の対応といたしましては、市民の皆様に御不便や混乱を来さぬよう申請手続の周知を行い、臨時的な統一窓口を設けるとともに、関係する課の職員を中心に、また、必要に応じて他の部署の職員の応援体制もととり、円滑な処理を進めてまいります。

次に、2点目の、市民の皆様に協力していただき定額給付金の寄附で市民基金をつくってはとの御質問でございますが、市では、ふるさと納税による給付を既に募っておりますので、新たな基金をつくる予定はございません。やはり、定額給付金はその目的に沿って市の活性化のために使っていただくのが一番と考えておりますので、ぜひ、市内の商店でお使いいただければと、そのようにも思っておりますのでございます。なお、市のホームページでふるさと納税の内容につきまして詳しく紹介しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

次に、住み慣れたまちで暮らし続けるまちづくりについての1点目、介護保険制度報酬単価改定の影響についてでございますが、ことし4月から3年間の新たな報酬改定の詳細が明らかになったところでございます。しかし、国からも解釈通知やQ&Aがまだ出されていないため、最終的な影響などは正確に判断できない状況でございます。さて、今回の報酬改定では、全国平均において全体で3%介護報酬が引き上げられる予定になっております。昨年の通常国会で成立いたしました介護従事者等の人材確保のための介護従事者処遇改善に関する法律により、介護従事者の処遇改善などに充てられるものでございます。新たな内容といたしましては、既存の報酬単価への加算に加え、ふえ続ける認知症への対策強化や医療と介護の連携強化、あるいは終末期の看取りなどへの対応も打ち出されたものでございます。

さて、それに伴う影響といたしまして、第1に、第1号被保険者の保険料負担あるいは一部の利用者負担の増加がございます。第2には、介護職場で働く介護従事者の収入の増加といったことが予想されます。まず、第1号被保険者の保険料負担の増加

では、介護報酬改定に伴い3年間でおよそ6400万円の増加が推定されておりますが、介護従事者処遇改善臨時特例交付金による国の緊急経済対策により、その2分の1が介護保険料上昇への配慮を行う観点から、交付される予定でございます。

次に、介護従事者の収入の増加でございますが、職種、職歴、職務内容などにより違いがあるため、一概には申せませんが、標準的には月額2万円程度の増収とされております。しかし、既存の報酬への加算がメインとなった今回の介護報酬改定では、どこまで増収になるか予測しにくいとの見方もあり、適切に介護従事者の給与に反映されることが期待されております。次に2点目の、小回りのきくサービスの提供についてでございます。市では、本年度、介護保険事業計画第4期及び障害福祉計画第2期を策定いたします。それぞれの計画の基本理念には、住み慣れた地域で安心して心豊かに生活するための支援を掲げ、基本理念実現のためには、小規模な福祉サービスの拠点づくりが必要と考えております。介護保険事業計画では、小規模多機能型居宅介護及び、介護予防小規模多機能型居宅介護の地域密着サービス事業を実施いたしたく計画の中に盛り込んでおります。

さて、小規模多機能型居宅介護は、介護が必要となった高齢者の方、これは主に認知症高齢者が多いというふう聞いておりますが、今までの人間関係や生活環境をできるだけ維持できるよう通いを中心に泊まれて訪問介護も受けられる三つのサービス形態が一体となった事業でございます。残念ながら現在利用実績はございませんが、今後の在宅介護の基本ツールとして位置づけられることが期待されており、住み慣れた地域で顔なじみのスタッフにより、各機能が包括的に提供されるサービスと認識しております。障害福祉計画においては、障害者の方が住み慣れた地域において生活が送れるよう、居宅介護、重度訪問介護等の訪問系サービスや、グループホーム、ケアホームの支援充実を進めたいと思う次第でございます。

また、子どもから高齢者の方まで、そして障害者の方々がともに居場所として利用できるサービスの拠点づくりの必要性については、それぞれの計画が平成21年度からスタートいたしますので、各事業の利用状況を確認しながら、ネットワークの構築が図れればと考える次第でございます。次に、雇用対策の関係でございますが、福祉分野に仕事を生み出すことは、大変難しい問題かと存じます。小規模の居宅介護の事業所が複数設置されれば、必然的に就労の場も生まれてくるのではないかと思いますので、居場所の拠点づくり同様に利用状況を確認しながら考えてまいりたいと存じます。

市のホームページについての1点目、キッズページの開設についてでございますが、官公署や各自治体におきましても、その開設に広がりを見せています。東京都の26市でも、6市が子ども向けのホームページを開設しています。これには家庭内においては、パソコンの普及率が高まり、子どもみずからが家庭でインターネットを活用することがふえてきている状況がございます。また、学校教育においては、保護者の方や地域の方に情報を発信し、より開かれた信頼ある学校づくりを進めることや、時間をかけることなく、必要な情報等を正確に得られるために、インターネットが広く用

いられているところでございます。

福生市におきましても、学校教育ではパソコンルームができてから、授業にパソコンを取り入れ、インターネットを活用して、情報モラル教育や情報活用の教育を展開しているところでございます。また小・中学生が、市役所に市のことについて勉強に訪れることがよくありますが、元となる情報を市ホームページから収集しているケースがほとんどという状況もございます。インターネットの普及に伴う情報収集の変化や市ホームページに対する子どもの需要度、認知度の高まりなどを勘案しますと、市といたしましても、子ども向けのホームページにつきまして、前向きに取り組んでまいりたいと考えております。なお、その開設には、提供する情報につきまして、子どもに関係する部署は複数にわたり、その調整も必要なことや、既存の市ホームページとの整合性のチェック、いかに子どもに正しくわかりやすく伝えられるかなどの調査も必要なことから、しばらくお時間をいただきたいと思います。

次に2点目の、利用者委員会の立ち上げについてでございますが、市ホームページにおける利用する側に立った改善の必要性は十分に認識しております。そのような考えから、平成10年10月に開設して以来、改良を重ね運営をしてきました市ホームページに、平成16年にはコンテンツ管理システムを導入し、情報を迅速に伝えられる体制に移行いたしました。それとともに、市ホームページの充実のために、利用者の方からも御意見を募集できるようにするため、ホームページに関するアンケートを設置いたしました。今まで多くの御意見をいただき、参考になるものや取り入れられるものは直ちに実現化をしてきております。平成18年8月には、再度情報を整理し、見やすさ、探しやすさを重視し、高齢者や障害者の方々も含めただれもが市政情報を習得でき、また、共有できるようにするため全面リニューアルをしたところでございます。

そこで、御質問の利用する側が継続的な見直しをしていく委員会のようなものを立ち上げてはどうかとのことでございますが、先ほど申し上げましたように、全面リニューアルを実施して2年半しか経過していないことや、ホームページに関するアンケートを設置し利用者の方々からの御意見を聴取できる体制ができている状況などを勘案しますと、当面は現状の通りで実施していきたいと考えております。

次の教育行政につきましては、教育委員会からお答えいたします。以上で、阿南議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

(教育長 宮城眞一君登壇)

○教育長（宮城眞一君） 阿南議員の御質問にお答えをいたします。子どもたちの読書環境についての1点目、小中学校での取り組み状況とその効果ということでございます。本を読むことは議員御指摘のとおり、さまざまな効果がございます。語彙をふやましたり、読解力が向上したりといった直接的な効果だけでなく、考える力の向上や落ち着いて学習に取り組む態度の育成につながるとも言われております。本市の小・中学校もこのような考えに立ち、さまざまな読書活動の取り組みを行っております。1時間目の始業前に全校で行う朝読書、読書習慣や読書月間を特設しての読書の

推進、学級文庫の設置、推薦図書リストの作成、ボランティアの方の御協力をいただき、読み聞かせの活動など、子どもたちが本に親しみ本を手取るような多くの取り組みを進めております。

また、教育委員会も学校図書館のより有効な活用のための司書教諭の資質の向上や学校の取り組みに関する情報交換を目的といたしました司書教諭連絡会を年に4回開催し、各学校の取り組みを支援いたしております。さらに、福生市立図書館からも司書教諭連絡会への指導者の派遣、各学校への団体貸し出しの実施、小学校での出前お話し会の実施など、多くの支援をいたしております。今後もこれらの活動の一層の充実を図り、福生の子どもたちがさらに本に親しむことができるよう努めてまいりたいと存じます。

次に、学校に配置をいたしております司書教諭の活動の状況などについての御質問でございますが、国の基準では、12学級以上の学校には司書教諭の資格を有する教員を必ず配置することとなっておりますが、福生市では12学級に満たない学校も含め、全校に司書教諭の有資格者が配置をされております。ただ、校内の状況により、有資格者が学校図書館の担当となっていない学校も1校ございまして、司書教諭の資格を持たない教員が学校図書館担当となっております。もちろん当該校でも有資格者は専門的な立場から担当者を支援する体制はできております。これらの学校図書館担当の教員は、図書館の運営だけでなく、図書委員会の指導をいたしましたり、全校の読書指導の計画を立てたり、また、図書ボランティアの方との窓口になるなどの業務を担当いたしております。

2点目の御質問でございますが、申し上げましたような職員やボランティアの皆さんの努力もあり、記録上把握できるところではございますが、昨年度は小学校では延べ8万7178冊、中学校では2606冊の本が貸し出されております。小学校、中学校の貸出冊数の差がかなりございますが、小学校では国語の時間に図書の時間を設け、図書室を利用していること、絵本など多い小学校の蔵書に対し、中学校では1冊の本を読むことに時間がかかることなどが原因と考えられております。とは申せ、これらを考慮いたしましても、中学校におけます学校図書館の活用につきましては一層の努力が必要であり、各中学校にも働きかけを進めてまいりたいと存じます。

昨今情報活用能力の育成を重視する観点から、学校図書館を各教科や総合的な学習の時間の調べ物の場として活用する機会も多くなりました。そのための蔵書の充実やコンピュータの配備なども進められております。コンピュータは各学校図書館に4台ずつ配備され、インターネットの閲覧が可能になっております。このように児童・生徒にとってより使いやすい学校図書館づくりが進められてきております。今後も福生市といたしまして児童・生徒の読書環境の整備と、読書活動の推進に取り組み、一層効果的なものとしてまいりたいと考えております。以上、阿南議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○9番（阿南育子君） 御答弁ありがとうございます。それでは一問一答によりまして再質問をさせていただきます。

まず、1点目の小さな項目の1番としまして、定額給付金についての市長の御見解をお聞きいたしました。ありがとうございました。

それで、いろいろ問題があるんだけども地域の経済対策というところで使ってもらいたいというお話だったかと思いますが、この給付金は、もしも辞退をしたり申請しなかった分のお金というのはどのようなふうになるのでしょうか。申請した分の総額を国へ言ってその分を国からもらうのか、さきに国から来て差し引きして返すとか、その辺のお金の流れを教えてくださいと思います。それと2点目としまして、世帯の中で、例えば我が家は5人家族なんですけれども、そのうちの4人分だけ申請しますというようなことはあり得るのでしょうか、ということをお聞きしたいと思います。それと3点目として、これは市民派未来クラブの会派を代表しての質問になるんですが、市長御自身はこの定額給付金をもらう予定でしょうか、ということをお聞きしたいと思います。麻生総理大臣も、もらうということを明言していらっしゃると思いますので、市長はどうかという点をお聞きしたいと思います。

以上3点、再質問とさせていただきます。

○市長（加藤育男君） 定額給付金をいかに市民の皆様にスムーズに迅速にお渡しできるかということばかり考えてましたので、私自身、まだいまだに考えておりません。これから考えさせていただきます。以上でございます。

○生活環境部長（森田秀司君） まず、事務費の流れでございます。申請されなかったり辞退された分のその1万2000円の定額給付金の分ですが、それは精算によりまして国の方に戻すような形になります。

それともう1点、家族の中で辞退というようなことで、申請書の世帯構成のところに要否の欄が設けられておりますので、もしいらないという方がいらっしゃるのであれば、そこにはチェックをしていただければ、その方の分を除いた形で給付をされるという形になります。以上でございます。

○9番（阿南育子君） ありがとうございます。市長はこれからゆっくり考えるということで、はっきりとはお知らせいただけなかったので、私の態度は、この1番のすべての質問が終わりましたら、発表させていただきたいと思っておりますが、給付金を申請しなかった分というのは国へ返すということでした。

それから、世帯の中でも意思表示ができるということですね。5人家族だけでも私はもらえない、もらわないという人は、もらわないということもできるということでしょうか。

それで、いろいろ先ほども指摘させていただきましたように、問題点がさまざまあります。それから、例えばホームレスの方とか、まだ詳細がいろいろ決まってない部分もあって本当に必要な方のところに手が差し伸べられるのかどうなのかというところも、そういった問題点があるということを認識して、そして、お金の使い方というのは考えるべきなのかなというふうに思っております。

以上で、1点目については終わりにさせていただきまして、大きな2点目、定額給付金についての2点目に入らせていただきます。ふるさと納税による寄附が始まって

いるので、新たな市民基金はつくらないという、つくる予定はないという御答弁でしたけれども、このふるさと納税ということについて、簡単に結構ですので、どういう仕組みなのかというのを確認の意味で、御説明いただきたいと思います。また、議員はここに寄附することができるのか、市長は寄附することができるのかという点についても伺いたいと思います。2点よろしくお願いいたします。

○17番（青海俊伯君） 議長、議事進行に関する発言を求めます。

○議長（原島貞夫君） 17番、青海俊伯君。

○17番（青海俊伯君） 17番、青海です。一問一答のやり方の確認をしてください。私が申し合わせで確認しているのは、大きな項目ごとに一問一答をやっていくということです。それで私は質問をさせていただきました。今は小項目単位でやってますけれども、全体の申し合わせでどうなっているか。

○議長（原島貞夫君） 暫時休憩いたします。

午後2時33分 休憩

~~~~~

午後2時44分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま青海議員から議事進行に対する発言がありましたが、一問一答につきましては今定例会から初めての試行でございますので、通告時間、通告回数の範囲内で自由に行おうということで議運では確認されておりますので、よろしくお願いいたします。

○議会事務局長（吉野栄喜君） ただいま、大変不手際で議会運営に混乱を招きましたことを事務局として大変申し訳なく思っております。申し訳ございませんでした。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 一般質問を続けます。

○総務部長（野崎隆晴君） それでは、ふるさと納税制度についてお答えをさせていただきます。いわゆる、ふるさと納税制度についてでございますが、住民税は地方税法上、住んでいる自治体に納めていただくもので、生まれ故郷などほかの自治体には納税することはできません。しかしながら、産まれ育ったふるさとを応援したい、あるいはふるさとに貢献したいなど、納税者の方のこうしたありがたい思いを市政に反映をしていくために、個人住民税の寄附金税制を大幅に拡充する形で導入されたものございまして、いわゆるふるさと納税はあくまでも自治体への寄附金という、こういった取り扱いとなっております。もちろん福生市民の方が寄附をすることも可能でございまして、寄附金による行政運営への市民参加と位置づけをいたしております。

また、この寄附金の使途についてでございますけれども、寄附者の方に使い道を選んでいただきまして、子育てが元気等の「五つの元気」事業の推進に充当をさせていただきます、有効活用を図らせていただきたいと思いますと考えております。

なお、本制度をより有効的に活用していくために、現行のふるさと人づくりまちづくり基金を受け皿として活用してまいりたいとそのようにも考えております。また、

本制度につきましては、地方自治体に対する寄附のうち5000円を超える部分について、個人住民税所得割のおおむね1割を上限として所得税と合わせて全額が控除されるもので、ことし寄附した方は来年になって確定申告をしていただきますと所得税と住民税の税額控除がされることとなっております。

以上が、ふるさと納税制度の概要でございます。よろしくお願いいたします。

○選挙管理委員会事務局長（榎戸宏君） 議員及び市長がふるさと納税で寄附をすることができるかという御質問でございますが、公職選挙法の199条の2、公職の候補者または公職の候補者となろうとするものは、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、寄附をしてはならない、ということになっておりますので選挙区内の寄附はできません。以上でございます。

○9番（阿南育子君） 御答弁ありがとうございます。ふるさと納税の御説明をいただきました。市民がこのことについて進めてもらいたいというところに寄附をすることができるということで、それによってまちづくりが進むというのは、いい形なのではないかなと思っております。納税ということについておるので少し勘違いも起こるかなというふうに思うんですけども、寄附によるまちづくりということですね。

それで、議員や市長は寄附はできないということなんですけれども、福生の議員や市長、加藤市長は福生にはふるさと納税ができないという形になると思うんですけども、いろいろ今、寄附の問題がでておりますが、そういういろんなルールをしっかりと市民の皆さんも含め、私たちもちろんそうですが、しっかりわかって、できる寄附とできない寄附があるんだということをルールをしっかりとわかるということも市民力の向上につながるのかなと思っておりますので、ちょっと確認をさせていただきました。

それで、もう1点だけ、ちょっと確認させていただきたいんですけども、ふるさと納税は寄附だけでも税の控除があるということなんです、これも申請をしなければ全くの寄附ということになるんでしょうかというのだけ確認させてください。お願いします。

○総務部長（野崎隆晴君） 確定申告により税額控除が受けられるとそういう制度でございます。以上でございます。

○9番（阿南育子君） ありがとうございます。控除を受けないで全く寄附という形の意味をつくっていただけると一番ありがたいのかなというふうに思います。この定額給付金でいろいろなことを考えた方がたくさんいらっしゃるって、国で集めたお金、私たちが一生懸命働いて納めたお金をどういうふうにするのか、やはり弱者であるとか、みんなでやらなければならない公共的なものに使われるのは税金だと思います。それをそういった大事な税金の使い道として、今回定額給付金という形で配られるわけなんですけれども、もう1段この福生のまちづくりというところに返していただくというような、高い市民力を働きかけるということのチャンスではないのかなというふうに思っておりますので。

市長は商店街で使っていただきたいというお答えでしたけれども、やはりこのこと

もあわせてPRしてホームページのところにのっているということはふるさと納税によって寄附によるまちづくりを進めたいという市長の意思でもあると思いますので、そのこともぜひ市民に熱く語る場面をつくっていただきたいなというふうに思います。

例えばタウンミーティングを開いて、熱く市長が語りかければ、賛同する方も出てくるんじゃないでしょうか。6万人の市民のうち例えば、本当に1万人が半額でも寄附してくださったら、6000万円になるわけなんですね、そしたら、商店街の空き店舗に高齢者や子どもが集える居場所をつくって、そんな場所が何カ所かできるんじゃないかと思うんです。そうしたならば、そこに通うまた家族が来るということなので人が歩く商店街となって、活性化に導き安心して暮らせるまちづくりが進むのではないのでしょうか。または、34ですか、町会自治会に市長がみずから出向いて訴えかけたら、たとえ50人の人でも賛同してくださって、半額を寄附してくださったら1000万ぐらいになるわけなんです。何かこの定額給付金で福生はこれができたということが実現できれば、加藤市長も目指している市民が主役のまちづくりとして胸を張れるということになるのではないかと思います。ぜひこのチャンスに早い対応を検討していただきまして、ホームページに載せていることは本気でやろうとしていることなんだ、ということでもぜひそれを体現していただければと思います。

このふるさと納税の仕組みを使えばすぐにできることでありますので、ぜひ、よろしくお願ひしたいということをお願いを要望とさせていただきます、大きな1点目について終わりにさせていただきます。

それでは、大きな2点目の住み慣れたまちで暮らし続けるまちづくりについての、1報酬単価の改定がどのようなところにどのように影響すると見ているかということなんですけれども、まだ詳細がなかなかどのように影響が出るのかわからないというようなお答えだったかと思いますが、再質問とさせていただきますのは、介護の質を上げるということで、この報酬単価の改定で一緒に示されたこととして介護福祉士がその事業所の中に何パーセントいたらどんな点数になるよというようなそういった条件が出されたと思うんですね。

で、そうすると現在の事業所に働いている方々がみんな介護福祉士であれば問題はないんですけれども、介護の仕事というのは特に資格がなくても飛び込んでいけるという、そういうところが私はいいいところだと思っています。家庭介護もあるようにだれでもできる仕事でもあるわけなんですね。その仕事場で経験を積みながら研修をしたり、介護福祉ヘルパーとかっていうようなことでステップアップしていけるそういう利点のある職場なんだと私はとらえているんですけれども。

そういう意味で、現在介護福祉士のパーセンテージが低いとしても、これから上げていく努力をするっていうことを条件にすれば、介護の質も上がるし、スタートとしては入りやすい職場であるということ雇用対策にもなるのかなというふうに思っております。という意味で、そこをやっていってもらいたいんですけど、なかなか各事業所、特に小さいところでありまして、介護保険制度が始まる前からやっていた大きなところは少し余裕があると聞いておりますけれども、そうではない新しい施設な

んかは、なかなか内部的な研修にお金をかけるというようなところまで手が回らないのが現状ではないかと思うんです。そういうことで、ぜひ市としてもその辺を少し手助け、何かできないのかなというふうに思うんですけれども、研修について市として何かできることはないのかということを再質問とさせていただきます。

よろしくお願いします。

○福祉部長（星野恭一郎君） 市として事業者に対する研修ということでございますが、これにつきましても、従来から事業者連絡協議会等々に対しまして、それぞれケアマネージャー部会、あるいはヘルパー部会等々分かれております。そうしたところで研修体制ができるよう支援をしている状況がございます。

それと、やはり質の高いサービスを提供にするためには、研修、あるいは資格取得というようなところは大変重要な点であろうかと思っております。市独自にさまざまな研修法もございますが、東京都等が積極的、主体的にですね、研修を実施している状況がございます。そうしたところへ、そうしたことを活用していただくということも必要ではないかと思っております。

ただ、御指摘の小規模の事業所になりますと、研修と言っても1時間、2時間というわけでございません。移動の時間等を含めますとなかなか厳しい状況にはあるということがありますので、今後はそうしたところをどうするかということが課題であろうかなとそんなふうに考えております。以上でございます。

○9番（阿南育子君） ありがとうございます。研修体制の整備というところで課題としてとらえてくださっているというお答えでしたので、今後の体制づくりについて期待したいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、住み慣れたまちで暮らし続けるまちづくりについての2点目の小回りのきくサービスの提供についてですけれども、こちらは充実を進めたいというようなお話であったかなと思います。ぜひ、こういう小さい自治体ですので事例がすごく、1件1件が、大きなところもそうなんでしょうが。お一人お一人のニーズがすごくこう差があって違うというか、同じような方が集まると、ひとつサービスとしてつくりやすいんでしょうけれども、こういう障害者とか、子どもでとか今の施策の中で分けてしまうと、各施策に1人ずつとか、そんな状況になってなかなか、その人にとってはとても必要なものなのですが、実現できないということが起こっているんじゃないかなと思います。できればこう、いろんな人が使えるような仕組みを何とか考えていただいて、ぜひ福生型の小規模なものをたくさんつくるような可能性の開ける、住み慣れたまちで暮らし続けるまちづくりということで考えていっていただきたいなというふうに思います。

それで、再質問をしないと一問一答らしくないので再質問をさせていただきますが、住み慣れたまちで暮らし続けるには、やはり自分の家の状況というのも大事なわけで、住宅改修という点がありますけれども、お隣の昭島市で住宅改修をするときに、それまでは10割自分で改修するその金額を業者に払って、後で市から9割戻ってくるというやり方だったんです。この春からかな、昭島市では変わらしまして、もともと1割

負担なのであるから、1割を事業者に払って、それで市の方から9割事業所の方に払うというようなやり方に変ったというのを聞いたんですけれども、福生市ではどのようなやり方をしているかというのを確認させてください。お願いします。

○福祉部長（星野恭一郎君） 介護保険制度が始まりまして、これは要介護認定を受けて住宅改修が必要な方ということがあります。それからもう一方では、介護保険の要介護認定にはあたらないけれども、これからのいわゆる介護予防自立支援の生活をしていくために必要な住宅改修というようなことがございます。基本的にはですね、福生市の場合はやはり負担は1割ということでございます。ですから、1割の負担を改修事業者にお支払いいただいて残り9割を、いわゆる介護保険の場合でありましたら保険給付をするということでもあります。

ただですね、こういう場合がございます。その事業者さんに住宅改修、手すりをつけていただいたりしてそれでこれだけかかりますということで、事業者さんにその10割分をお支払いしてしまう場合がございます。そうすると、そういう場合はいわゆる9割は後から償還払いという事になるんですが。大体ですね、事業者さんが終わりましたら、程度・金額がやはりそれぞれ個々に違いますから。当然請求書をいただいたその時点で金額が確認されて、1割は御本人が事業者へ、残り9割は保険給付というような、それが、一応原則でございます。以上でございます。

○9番（阿南育子君） 御答弁ありがとうございました。福祉についても、一步進んだ福生市だったということが確認できたかなと思います。よかったと思います。ありがとうございました。

それでは、2点目についてはこれで終わりにさせていただきまして、3番の市のホームページについての1点目、キッズページの開設についての再質問をさせていただきますが、回答の中で6市がキッズページの開設をされているということだったんですけれども、この6市はどこかということと、それぞれ特徴など感じるころがあれば少し教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

○企画財政部長（田中益雄君） キッズページの関係でございすけれども、再質問でございすが、東京都の26市中開設いたしておりますのは八王子市、昭島市、町田市、国立市、武蔵村山市、西東京市の6市で開設をいたしております。それぞれの特徴ということでございすけれども、申し訳ありません、詳細な特徴をつかんでおりませんが、国立市がかなりバラエティに富んでいるようなものになっておるようございまして、イベント情報局とか、あるいは国立子どもマップとか子どもスタッフミーティングとかですね、そういう項目をつくって開設しているようございす。今つかんでいるところはそこまでございす。申し訳ございせん。以上でございす。

○議長（原島貞夫君） 午後3時20分まで休憩といたします。

午後3時6分 休憩

~~~~~

午後3時20分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○９番（阿南育子君） キッズページの開設についてのお答えをいただきました。６市がやっているということで、国立市では子どもたちの委員会があつて、主体的に進めているということで、すごく参考にしてほしいなというふうに思いました。要望をさせていただきます。

小金井市の市議会できのうですか、子どもの権利に関する条例というのが多分可決されていると思うんですけども。市長側から出された子ども条例というのに対抗して市議会側が修正案ということで、子どもの権利に関する条例ということで出されたわけなんです。子どもを主体者として扱っているかっていうところの表現が、このキッズページでそれで全部できるわけじゃないですけども、表現ができるのではないかなと思っています。「子育て」を応援する福生市ですので、ぜひキッズページを開設して子どもを主体に、子どもには育つ力があるというところを信じて、この情報・インターネットを使って子どもたちが自分らしく育っていくという環境づくりを進めていっていただきたいと思っています。

また、子育てを応援するまちとしてのアピールにもなると思うんですね、ここのことろずっと言われています。子育てに関するさまざまな施策をたくさんやって市独自で予算もかけて手厚くやっている福生市なんだけれども、なかなかそのことが市民自身に実感されないっていう、そういう悩みがあったかと思うんです。このキッズページをホームページ上に表現することによって、子育てに関して力を入れている市なんだなということにもなる、そういうふうに感じてもらえる入り口になるのではないかなというふうに思いますので、ぜひ、キッズページの開設を１日でも早く実現をお願いしたいと思います。

それと加えて、ホームページというか、インターネットの情報が氾濫してしまったり、さまざま危険なことに巻き込まれてしまうといったことも一方では問題として上がっておりますので、同時に情報リテラシー教育というようなことも進めていく必要があると思いますので、それも合わせて要望とさせていただきます。

それから、次の市のホームページについての２の、利用者委員会の立ち上げについての再質問に入らせていただきます。市長の御答弁では、ホームページに関するアンケートということで、利用者から意見を聴取できる体制をつくっているということで、次のリニューアルをするところで、委員会に関しては検討していきたいというお答えだったかと思います。次のと言いますと、まだまだ何年か先というふうになってしまうかもしれませんし、ホームページに関するアンケートという項目がホームページ上にあるとしても、なかなか見過ごしてしまうようなこともあるのではないかなと思いますので、もう少し年度の中で何か工夫ができないのかなというところをもし何か可能性があれば委員会の立ち上げまでいかなくても、改善に結びつけていけるような形をつくるということについて何かできないかということを再質問とさせていただきます。お願いいたします。

○企画財政部長（田中益雄君） それでは、市のホームページに関しましての利用者

連絡会の立ち上げまでの間の市民アンケートの部分での工夫ということにつきまして、再質問に対しまして御答弁申し上げます。御質問の常設アンケート以外に利用する側に立った改善の方法は考えているのかということでございますけれども、御指摘のとおり常設のアンケートだけでは意見を述べたくても気がつかない場合、利用者もいるかとも思われます。したがって、常設のアンケートとは別に、例えば今後毎年度、一定の期間を設けてホームページ上で利用者からのホームページに対する御意見をいただくような機会をつくっていただければと考えております。

いろいろ御指摘をいただきましたが、利用者にとって利用しやすいホームページとなるよう改善していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。私からは以上でございます。

○９番（阿南育子君） ありがとうございます。利用者の意見を反映できる形として常設のアンケートだけでなく、一定期間を設けてということで、キャンペーン的にホームページを見直しますよという期間を設けてやってみようというお話で、ぜひそのことを実現していただければと思いますのでよろしくお願いいたします。インターネットをすごく上手な方と、ホームページを開くのが初心者の方といろいろいらっしゃると思うんですね。どんな方でも行き着きたい情報のところに行き着けるということが目的だと思いますので、市長からも高齢者や障害者が使いやすいものにしていく必要があるというお話もありましたし、一般の方でもまだまだ家庭でいつもいつもやっている方ばかりではありませんので、そういう方がちょっとやってみよう見ようといった時に、使いやすいという視点でぜひ見直しを進めていただきたいと思います。

他市のホームページ、本当にいろいろなやり方をやっていてすごく欲しい情報がすぐ手に入るホームページもあれば、なかなかわからないところもあります。ぜひいろんなところを研究してやっていただきたいというのと、やはり利用者委員会にしても、市の中で見直すにしても、どうしてもインターネットにすごく詳しい方とかが中心になりがちだと思うんですが、先ほども申し上げましたように、新しい方というか、初心者の方も、ぜひそのメンバーに加えていただいて、市民の側、利用者の側に立った見直しができるような配慮をぜひお願いしたいということを要望させていただきます。

それともう１点なんですけれども、インターネット環境というのは大分整ってはきているんですけれども、やはりまだまだ差がありますので、市民が使えるパソコンというのが、今現在どのくらいあるのかなという点と意外と図書館の検索のパソコンとか、自由に使えるという意味では、そんなに整っていないと思うんですね。情報コーナーとかに置こうかという話もあるかと思うんですけれども、ぜひ公共施設などに今後整備を進めていただいて、そこで福生市のホームページを見ることができるとか、少しインターネットで情報がとれるという環境を整えるというようなことも、ぜひ今後検討に入れていただければと思います。要望とさせていただきます。では、市のホームページに関しては、これで終わりにいたします。

では最後の4点目の、子どもたちの読書環境についての1点目、小・中学校での取り組みについて、各学校で始業前の朝読書であるとか、学級文庫の設置であるとか、ボランティアに協力をいただいたりということで、さまざま取り組まれているというお話を伺いました。ありがとうございました。これは今年度のことを中心にお話しいただいたんですけれども、来年度についても、もちろん各学校現場の意向に沿った形でいろいろ取り組まれると思うんですが、もし来年度について、こんなことを考えているというようなことを聞いていれば少し御紹介をいただきたいのと、来年度のことが決まるタイミングなんかがもしお話できるようでしたら教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○参事（川越孝洋君） それでは、福生市立学校における読書活動につきまして、次年度の取り組みで何かないかということでございます。

まず、子どもの読書活動の推進に関する法律で制定をされております4月23日が、子どもの読書の日にあたります。その日に、その意味をより広く生徒たちに意識化を図ろうというふうなことから学校の図書室を常時開放する日を設けるといったような取り組みでありますとか、あるいは、こちらは同じく、やはり法律によりまして日が決められておるわけでございますが、文字活字文化振興法によりまして、10月27日を文字活字文化の日というふうに制定をされております。こういった日に全校一斉読書というものを実施し、日々こういった活動は継続しておりますが、より、こういった日にそういう時間を確保するといったようなところから、より、その日の意味を強調するといったような取り組みを予定している学校もございます。

このほか本年度と同様ではございますけれども、朝読書やあるいは読書週間、あるいは、読書感想文、そして、また3月、年度末になりますと読書に関する学校の学習発表会といったようなところを計画しているところもございますし、公共図書館との連携におきましては、調べ学習資料や学級文庫図書の借り入れ、あるいはお話し会のためのお手伝いなどをいただいたり、図書館の使い方の指導ですとか、あるいは先ほど教育長答弁にございましたように司書教諭の連絡会等に講師として御指導に当たっていただいております。こういったところがございます。

それから、外部人材の活用といたしましては保護者による読み聞かせ、あるいは図書室の整備、本の修理、あるいは親子読書の開催など、こういったことで外部の方々に協力をいただきまして、読書活動を充実させようというふうに計画をしているところでございます。なお、この計画につきましては確定いたしますのが、校長がただいま作成をしております教育課程というものがございますが、こちらが3月31日までに教育委員会の方に届け出をしなければならないという規則になっておりますので、それに基づいて確定をいたすということになっております。以上でございます。

○9番（阿南育子君） ありがとうございます。読書は最初に申し上げましたとおり、子どもたちの世界を広げて健やかな育ちを助けるということで、すごく子どもたちにとっても本が好きになるっていうのは一生の宝になることなんだと思いますので、ぜひいろんな機会をつくっていただいて、ただ、嫌いな子に読め読めって言っちゃう

ともっと嫌いになっちゃうので、その辺はぜひボランティアの方とか、さまざま、周りでも協力をして進めていただければと思います。よろしくお願いいたします。

子どもたちの読書環境についての2点目の再質問をさせていただきます。学校図書館の活用状況についてということでお答えをいただきましたが、どのくらい本を読まれているのかということで、小学校では延べ8万7178冊、中学校では2606冊ということのお話がありましたが、ちょっとやはり中学校における一層の努力が必要だとおっしゃっていらっしゃったように、3校、中学校がありますが2606冊っていうのはちょっと少ないのかなという感想があります。

また、これ大きな全体の数字なので、ちょっと中身がよくわからないのでもう少し詳しく教えていただきたいんですけれども、本の好きな子、嫌いな子ってやはりどうしてもいると思うんです。そういったところで、1人当たりの平均というのは割ればすぐわかるんですけれども、どのくらい好きな子は読んでいて、個人差みたいなことがどのくらいあるのかっていうのを教えていただきたいと思います。

それと、余り読まない子には、ぜひ御紹介の機会を設けていただきたいというお話を先ほどもさせていただきましたけれども、何かその点については対応がされているのかどうかということをお教えください。

それともう1点、学校図書館が先ほど、記念日の日に1日あけているということをやろうというお話があったんですけど、私が子どものころは、いつも1日とか放課後はずっととか、昼休みは毎日とか結構図書館をいつでも利用できる、学校の図書室をいつでも利用できる体制が整っていたような記憶があるんです。現状ではその司書の先生は司書の免許を持っているということで専属でいるわけではないので、図書室を開ける時間っていうのがすごく短くなってしまっているのではないのかなと思って、そこが問題点じゃないかなと思っているんですが。学校図書館をもっともっと活用できたならば、どのような可能性があるというふうに思っていますでしょうか。そのあたりをぜひお話しいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○参事（川越孝洋君） それでは、学校図書館を活用いたしました子どもたちの読書量の差につきましての1点目のお尋ねでございますが。これは御指摘のように差がございます。もちろん各学校あるいは学年ごとにも差がございますし、個人的にも差がございます。昨年度のデータを見てみますと、年間の貸し出し冊数を全校の人数で割って求めましたところ、平均30冊を超える小学校が4校ございました。また、このような学校におきましては1人で50冊以上も借りる児童もいるといったようなところでございます。

一方、ほとんど読書をしない児童生徒がいることも確かでございます。ただ本市におきましては、いずれにいたしましてもこの読書については小・中学校10校ともに何らかの形で学校での取り組みを行っておりますので、一冊も借りないといったような子はいないわけでございますが、かなりその借りる割合につきましては、差が生じているのが実態でございます。

次に、読まない子どもたちへの指導なり工夫なりがあるのかといったようなことか

と存じますが、各学校におきましては読書活動の一層の推進に向けまして、先ほどからお話し申し上げているように、朝読書やあるいは読書習慣、そういったところの特設などをいたしまして、さまざまに取り組みを進めております。例えば、朝読書の際に一人一人の児童生徒がそれぞれの興味や関心、あるいは読書の経験等に照らしまして本を選ぶわけですが、それについて教員側からの特段の指導をせずに、子どもたちが本を手取ることを第一と考えまして計画実施をしているといった学校もございます。そういった結果、児童生徒の読書量が増加したとする学校はほとんどの学校でそういったことにつながっておりますが、またそれに関しまして、授業の集中力が上がったとか、あるいは学力向上にも影響が大きいと感じている教師も非常に多くなっております。

読まない子への対策としては、徐々にでございますけれども、効果を上げているのかなというふうに思っておりますが、今後ともさらに、より一層の読書活動の充実を図ることが大事かと考えますし、各校とも本に親しむ子がふえていくことにつながりを努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、学校図書館の可能性についてということでお話をいただいているところでございます。学校図書館につきましては、御案内のように学校図書館法に基づきまして各学校に設置義務が課せられております。これは、子どもたちが本との対話を通して未知の世界を知り、創造力を膨らませ、さまざまなことを共感し自分と向き合ったりすることの営みでございます。また、多様な見方や考え方を身につけるため、多くの本から学ぶことができる環境をつくることとそういう目的がございます。

本市において充実の方向でさまざま取り組みをしていると、こういうことを申し上げているわけですが、まず、その可能性を考えるときに、一つには単なる読書ではなくて学習の場としての図書館の可能性というものがやはり考えられるだろうと。この点につきましても学校におきまして、これまで物語を中心に図書購入をしておりましたが、さまざまな学習に対応できるものに工夫をしていこうといったようなふうなこともございますし、あるいは司書教諭の連絡会におきまして学校図書館を活用した学習活動につきまして、講師を招いて具体的な指導を受けるなどの取り組みを進めております。

それから2つ目には、保護者や地域の方の教育力を生かした場としての可能性があるんじゃないかというふうに考えるところでございます。議員御指摘のように図書ボランティアですとかあるいは有償のスタッフがおられる市も少なくないわけですが、本市におきましては、さまざまにボランティアとして読み聞かせ、図書館の整理、あるいは民間の本屋さんのように書棚の工夫をしていただいたり、読書推進のための新刊やあるいは人気ランキングといった図書の紹介をしたりといったようなこともやっておりますが、さらにこういったところの可能性というのも広がっていくのではないかというふうに考えております。

さらに、少し先進校の例等をお話し申し上げますと、専任の司書の配置なので人的な配置を伴うわけですが、例えば親子読書だとか、保護者によって運

営管理をされます読書クラブの設置、あるいは公共図書館と回線をつないで、学校図書室において公共図書館の検索や貸し出しができるといったようなことの有機的な連携を進めている取り組みが先進な取り組みとしてあることは承知をしております。本市におきましては、こうした先行事例をさらに研究をいたしまして、各学校ごとに保護者、地域の方のお力もお借りしながら、さらに工夫を重ね、児童生徒の学習を支える知識の総体としての学校図書館の環境がより一層充実しますよう最大限努力をしてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○9番（阿南育子君） 御答弁ありがとうございました。学校図書館の活用状況で個人差が大分あるということと、読まない子へはさまざま対応がされているということで。やはり好きな子は本当にどんどん読みますし、うちの子どもは余りお勉強は好きじゃなかったんですけど、本はなぜか好きで、朝読書に何の本を持っていこうかなってという本選びからすごく楽しみにしていたっていうのを、今もう中学校を卒業しちゃいましたけれども、そういうふうな思い出があります。また、お友達同士で本の貸し借りをしたりとか、ただ本を読む、活字を目で追っていくということだけではなく、その世界をお友達と共有したりとかっていうことで、共感を呼ぶ心を醸成するというか、そういうところにも働きかけられる大事な要素があるなというふうに感じています。

今、本当にインターネットの情報なんかが反乱したり、メールでのやり取りっていうことすごく人間関係っていうのが大分変わってきている中で、人の気持ちを想像して人と対峙できるっていうところは意識的にやっていかななくてはいけないのかなというふうに思いますので、ぜひ、そういうところがこの学校図書館で少しでもできるといいかなというふうに思っております。

それで、再質問の2点目の方で学校図書館の可能性について、まさにそういったさまざまな可能性があるんだというお話をしていただきまして、ありがとうございました。司書の先生が本当に努力されてやっていらっしゃるっていうのを、すごく頭が下がる思いでいるわけなんですけれども、やはり図書室があげられていて、いろんなこう整理されたり、工夫がされているっていうこともすごく大事なことです。ぜひ少しでもこう、長くあげられる、毎日あいているというような状況がつかれるように、やはり私は専門の司書が置けるような体制をつくっていくべきだというふうに思っておりますので、そのことについてぜひ前向きに検討していただきたいということを要望させていただきます。

学校の図書館のより一層の環境整備をしていくというお話をいただきましたので、ぜひ、そのことについて進めていっていただきたいということをお願いいたしまして、私からの一般質問を終わりにさせていただきます。どうもありがとうございました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会とすることに決定いたしました。

なお、次回本会議は3月5日午前10時より開きます。

本日はこれをもって延会といたします。

午後3時40分 延会